

令和7年度第4回池田市公共施設等適正管理委員会 議事要旨

【開催日時】 令和7年11月28日（金） 午後1時00分～午後1時25分

【開催場所】 池田市役所 3階議会会議室

【出席者】 <委員>

辻会長、若本副会長、福井委員、村瀬委員、牛嶋委員

<池田市>

瀧澤市長

<事務局>

水越総合政策部長、夏木総合政策部次長、東公共建築課長、林公共建築
課主任技師

【傍聴者】 1名

【内容】

1. 開会

- ・委員会成立の報告
- ・配布資料の確認

2. 案件1 池田市公共施設等再整備事業計画（案）に関する答申

- ・事務局から配布資料の説明
- ・質疑応答（抄録）

会長：前回の審議内容を踏まえた計画案と付帯意見の修正についての説明があった。

各委員には事前に修正内容を確認していただいているが、こちらの内容で確定としてよろしいか。

委員：12ページについて、誤植がある

副会長：2ページの歳出の推移のグラフについて、凡例の数が足りていない。

事務局：修正させていただく。

会長：以上の修正をもって、答申内容を確定としてよろしいか。
(意義なし)

会長：それでは、本委員会からの答申をこれで確定とする。

事務局：辻会長から瀧澤市長へ答申をお願いする。
(辻会長から瀧澤市長に答申書手交)

市長：ただいま、辻会長より答申をいただいた。9月3日の諮問に対し、活発な意見交換と慎重な審議を経て、本日答申いただいたことを心より感謝申し上げる。地域のコミュニティ活動の場や、災害時の拠点など重要な役割を担っている公共施設の老朽化が進行しているなか、今後どのように対応していくのかを考える必要があり、皆さまのご意見を賜った。いただいた答申を踏まえ、単に床面積を削減するのではなく、時代やニーズの変化に対応することを考え、丁寧な説明を行い、持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上を実現できるよう、教育委員会とも連携を深めながら、全庁を挙げて再整備に取り組んでまいる。今後とも、本市のまちづくりにおいて、ご協力とご指導を賜ることをお願い申しあげ、御礼の挨拶とさせていただく。

会長：委員会から無事に答申することができた。委員の熱心な審議と協力を感謝申し上げる。委員一人ずつから感想などをいただきたい。

委員：池田市の他の委員会などに参加しているが、本委員会は特に活発かつ熱心に協議が行われたと感じる。本日、無事に答申をまとめられたことを嬉しく思い、感謝申し上げる。

委員：答申にもあるが、教育委員会との連携を期待している。当時、息子が通っていた幼稚園が他の幼稚園と統合されることがあった。他市から転入してきたため、その経緯は分からなかったが、統合の説明会が丁寧に行われたなか、廃止側の幼稚園に通わせている保護者の高い熱量を感じた。今後、それよりも規模が大きな学校などを考えていくことは大変なことだと思うが、将来世代のためにもよろしくお願いしたい。

委員：高い目標を掲げられており、それを達成することは非常に難しいことだと感じる。計画を作成することも大変だが、それを実行していくことがより大変。また、教育委員会との連携は重要な要素であり、計画のなかでは聖域は設けず目標を達成していくとある一方で、学校施設は文部科学省の指導や方針に従わざるを得ないという側面がある。フリースペースなどの新たな需要といった、削減とは逆の聖域部分が出てきたときに、どこまで削減を促すことができるのかが課題であると思う。折角丁寧に作られた計画なので、絵に描いた餅にならないことを期待し、応援している。

副会長：例えば、私が勤めている大学であれば、教育・研究のための施設であり、良い教育を受けられて、良い研究が行えるという機能を提供していくことが重要であると考えており、答申のとおり、池田市におかれても行政サービスの維持向上のため、施設にかけるべきお金は何なのかを見据えながら本計画を進めていただきたい。市民の生活を考えた時に、その時代に合った行政サービスの在り方を検討し、公共施設に限らず、様々な分野での見直しなども行いながら、より良い市政運営を継続していただきたい。

会長：最後に私からも一言申し上げる。答申にあたり、委員と事務局には改めて御礼申し上げる。他の自治体でもこのような委員会に関わっており、常に申しているのは、人口が減少していくということを前提に取り組む必要があるということ。2024年の日本の出生数は68万6千人。人口置換水準という今の日本の人口を維持していくために必要な合計特殊出生率がおよそ2.07であるが、2024年における数値は1.15であるので、人口減少は避けることができない現実として迫ってきてていることが数字からも分かり、長期的な視点を持って考えなければならない。人口減少の影響を最も受けるのが学校施設であり、子ども達であると考える。少子化と建物の老朽化をあわせて、どのように対応していくのかを考えることが重要である。長崎平和祈念像の彫刻家である、北村西望氏の句に「たゆまざる 歩みおそろし かたつむり」という句がある。平和祈念像の製作中に、像の足元にいたかたつむりが、次の日には高さ10メートル弱の像の頭頂部にいるのを見つけ、着実に歩み続けることが大事であると感銘を受けた詠んだ句である。池田市におかれても、より良いまちとなることを目指し、一歩一歩、たゆまざる歩みを続けていただきたい。

3. その他

- ・事務局から今後の予定等の事務連絡

4. 閉会

令和7年度 第4回池田市公共施設等適正管理委員会

令和7年11月28日（金）
午後1時00分～
池田市役所3階 議会会議室

次 第

1. 開会

2. 審議案件

- ・案件1 池田市公共施設等再整備事業計画（案）に関する答申

3. その他

4. 閉会

令和7年11月28日

池田市長 滝澤 智子 様

池田市公共施設等適正管理委員会
会長 辻 壽一

池田市公共施設等再整備事業計画（案）について（答申）

令和7年9月3日付け池建築発第9号により諮問されました「池田市公共施設等再整備事業計画（案）」について、本委員会において慎重に審議を行った結果、計画の基本的方向性は概ね妥当であると認めました。

つきましては、審議の過程で出された意見を踏まえ、計画名称を「池田市公共施設再整備事業計画（案）」に改めるとともに、一部内容を修正のうえ、別冊のとおり答申いたします。

なお、審議を通じて得られた意見のうち、今後の取組に際し特に留意すべき事項について、下記のとおり付帯意見を付します。

記

- (1) 本計画の趣旨は、単に床面積を削減することではなく、時代やニーズの変化に対応し、将来にわたって持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上を実現することであり、そのことを念頭に置いて本計画に取り組まれたい。
- (2) 目標達成に向けた道筋を明確に示し、適宜その達成率に留意しながら取組を進められたい。また、公共施設マネジメントを全庁的に推進する連携体制を継続し、より一層、関係部署間での情報共有や調整を密に行い、進捗管理を徹底しながら本計画を着実に実行されたい。
- (3) 特に、教育委員会との連携を深め、学校施設に対する取組が重要である。将来の少子化への備えと老朽化が進む学校施設の更新を重要な課題とし、市の未来を担う児童生徒の学習環境と教職員の勤務環境の向上をあわせた学校施設整備の働きかけを行われたい。
- (4) 施設総量削減とあわせ、照明器具のLED化や高効率機器、ESCO事業の導入など、施設の維持管理コストの削減も十分に検討されたい。また、限られた投資的経費の用途を賢明に判断し、将来世代にも配慮した投資を検討されたい。

池田市公共施設再整備事業計画

(案)

令和 7 年
池田市

はじめに

本市の公共施設の多くが昭和40（1965）年から昭和60（1985）年頃の高度経済成長期や人口が増加傾向にあった時期に合わせて、行政サービスの充実を図り、整備されてきました。そして、その多くが建替えの時期に差し掛かろうとしています。

また、公共施設に対する市民ニーズの変化への対応が必要な一方、人口減少と少子高齢化の進行による市税収入の減少や扶助費の増加等により、より厳しい財政状況が見込まれる中で、施設の修繕や建替えなどに係る費用確保の課題にも直面しています。

これらの課題に対応するために公共施設等（地方公共団体が保有し、または借り上げているすべての公共施設やインフラ施設及び土地のこと）に関する計画として、平成27年度に「池田市公共施設等総合管理計画」、令和元年度に「池田市公共施設等マネジメント指針」、令和2年度に「池田市開始時個別施設計画」を策定し、公共施設等マネジメントの推進に努めてまいりました。

今後の人口減少や社会情勢の変化において、適切な行政サービスの提供と安定した財政運営を両立するうえで、公共施設マネジメントは必要不可欠であり、その実効性を高めるためには現在の公共施設の質と量を見直しながら、中長期的に再整備に取り組んでいく必要があります。

本市が目指す、持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上に向けて、施設総量の削減と効率的な維持による将来の財政負担の軽減を図るとともに、利便性の向上や地域の活性化を目的とし、今後の再整備の方針を定める「池田市公共施設再整備事業計画」を策定いたします。

目次

第1章 公共施設の再整備の背景	1
1. 本市の人口	
2. 本市の財政状況	
3. 本市の公共施設の概況	
4. 公共施設マネジメントの必要性	
第2章 公共施設総量適正化に向けた目標の設定	6
第3章 本計画の基本的枠組み	7
1. 計画の目的	
2. 計画の位置付け	
3. 計画期間	
4. 対象施設	
第4章 再整備の基本的な考え方	9
1. 再整備事業計画の基本方針	
2. 対策実施時期の考え方	
第5章 再整備方針の検討手法	16
1. 検討手法の全体像	
2. ハード面とソフト面の評価について	
3. ヒアリングについて	
4. 再整備方針の決定	
第6章 短期再整備方針	20
第7章 短期再整備事業	23
1. 多世代交流施設（敬老会館／旭丘会館／花園会館）	
2. やまばと学園	
3. 消防署庁舎	
4. 市民文化会館	
5. 秦野会館	
6. 集約・複合化施設（豊島南会館／豊島北会館）	
7. 水月児童文化センター／五月山児童文化センター	
8. 集約・複合化施設（鉢塚会館／才尊会館／鉢塚分団／鉢塚町会倉庫）	
9. 集約・複合化施設（神田会館／中之嶋会館／河原島会館／北神田会館）	
10. なかよしこども園	
11. 細河コミュニティセンター	

12. 池田駅前南会館	
13. 野外活動センター	
14. 施設総量(延床面積)削減率	
第8章 中期・長期再整備方針	33
1. 行政系施設	
2. 市民文化系施設	
3. 保健・福祉施設	
4. スポーツ・レクリエーション施設	
5. 社会教育系施設	
6. 学校教育系施設	
7. 子育て支援施設	
8. 公営住宅施設	
9. その他施設・公衆便所	
10. 公園	
第9章 改修、耐震工事を行う公共施設の整理	48
第10章 再整備に向けた今後の取組	50

【参考資料】施設位置図

第1章 公共施設の再整備の背景

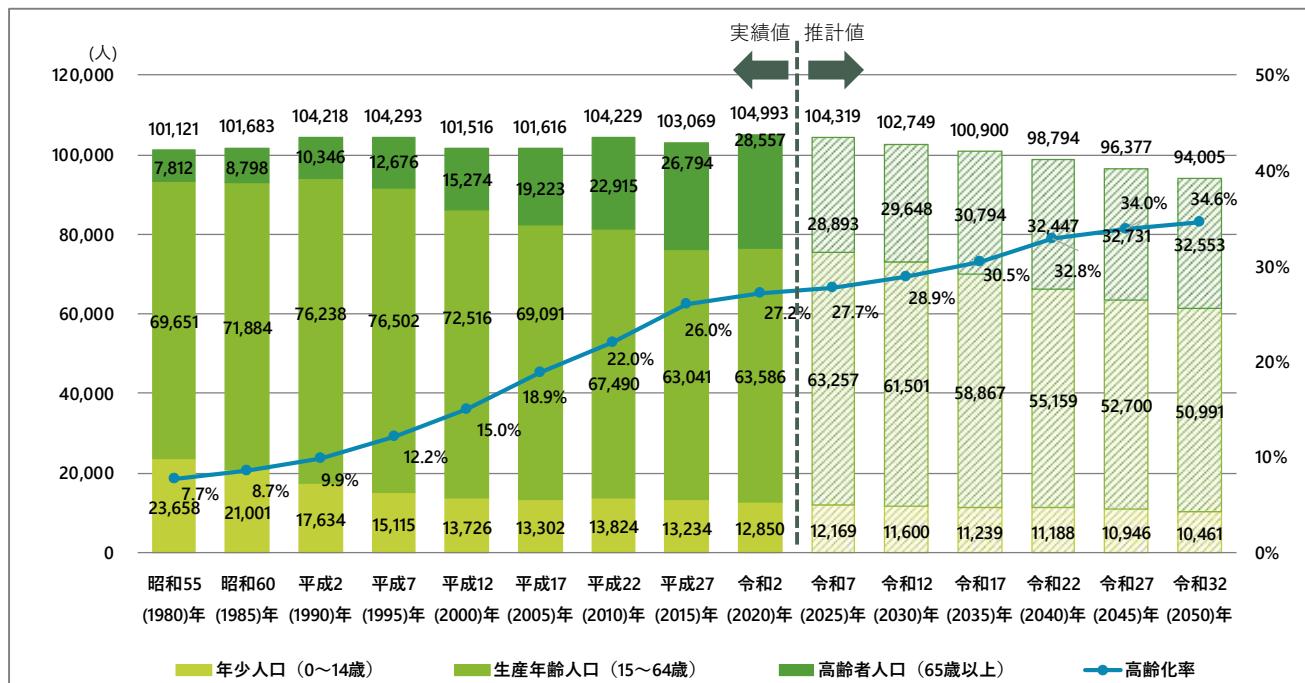
1. 本市の人口

(1) 将来人口の推移

本市の人口は、昭和 55 (1980) 年から現在に至るまで、10 万人余りで推移しています。しかし、令和 7 (2025) 年以降は緩やかに減少していくと予想され、令和 17 (2035) 年から令和 22 (2040) 年の間には人口は 10 万人を下回り、令和 32 (2050) 年には、人口は約 9 万 4,000 人となると予想されています。

また、人口に占める高齢者の割合も増加し続け、令和 32 (2050) 年には、およそ人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みです。

【将来人口の推移】



出所：令和 2 (2020) 年以前：総務省「国勢調査」

令和 7 (2025) 年以降：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 年推計)

2. 本市の財政状況

(1) 島入の推移

本市の島入は、令和2（2020）年の新型コロナウイルスへの対応に伴う国庫支出金の増加を除けば、400億円台で推移しています。今後、人口が減少していくにつれ、地方税額が減少していくことが予想されます。

【島入の推移】



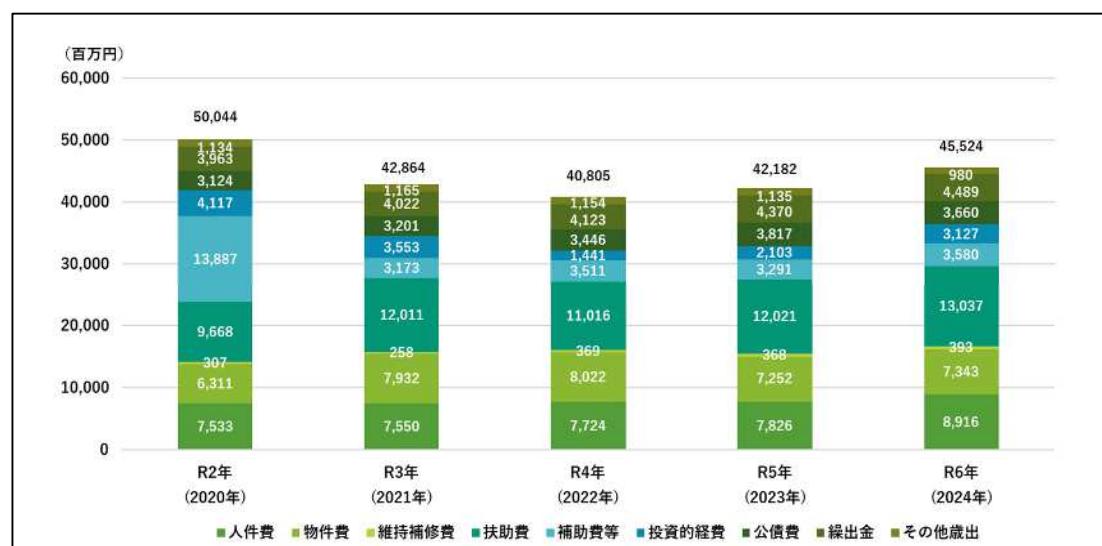
出所：総務省「地方財政状況調査」

(2) 島出の推移

本市の島出は、令和2（2020）年の新型コロナウイルスへの対応に伴う補助費等の増加を除けば、400億円台で推移しており、実質黒字を維持しています。

科目ごとの傾向として、人件費、物件費が年々増加傾向にあるほか、高齢化の進展や子育て支援に係る需要の高まりなどに伴い、扶助費が増加していくことも予想されます。

【島出の推移】



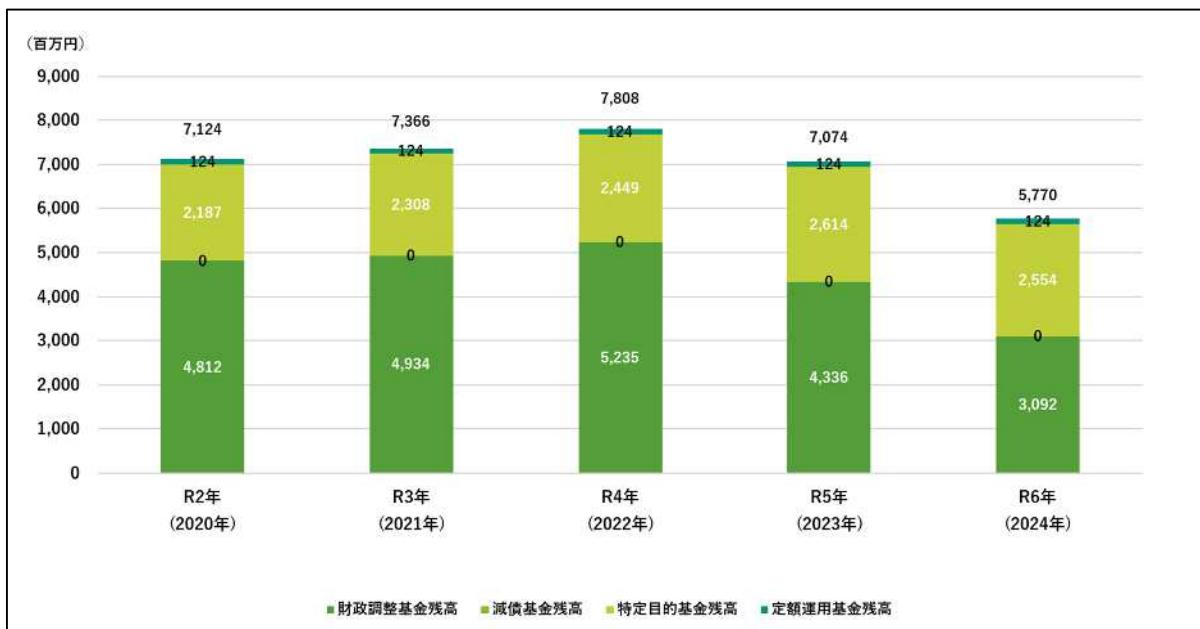
出所：総務省「地方財政状況調査」

(3) 基金残高の推移

本市の基金残高は、令和5（2023）年度までは約70～80億円の間で推移しており、うち財政調整基金残高は約40～50億円程度で推移していましたが、令和6（2024）年度に財政調整基金の大きな取崩しを行いました。

財政調整基金は一般的に、標準財政規模の10%が適正額とされており、本市の標準財政規模の過去5年間平均が約235億円であることを踏まえると、令和6（2024）年度時点では標準財政規模の約13%程度の財政調整基金残高を維持しており、適正額以上の基金残高を維持できていると言えますが、今後も人件費、物件費等の増加が想定される中、財政調整基金の取崩しが必要となる見込みです。

【基金残高の推移】



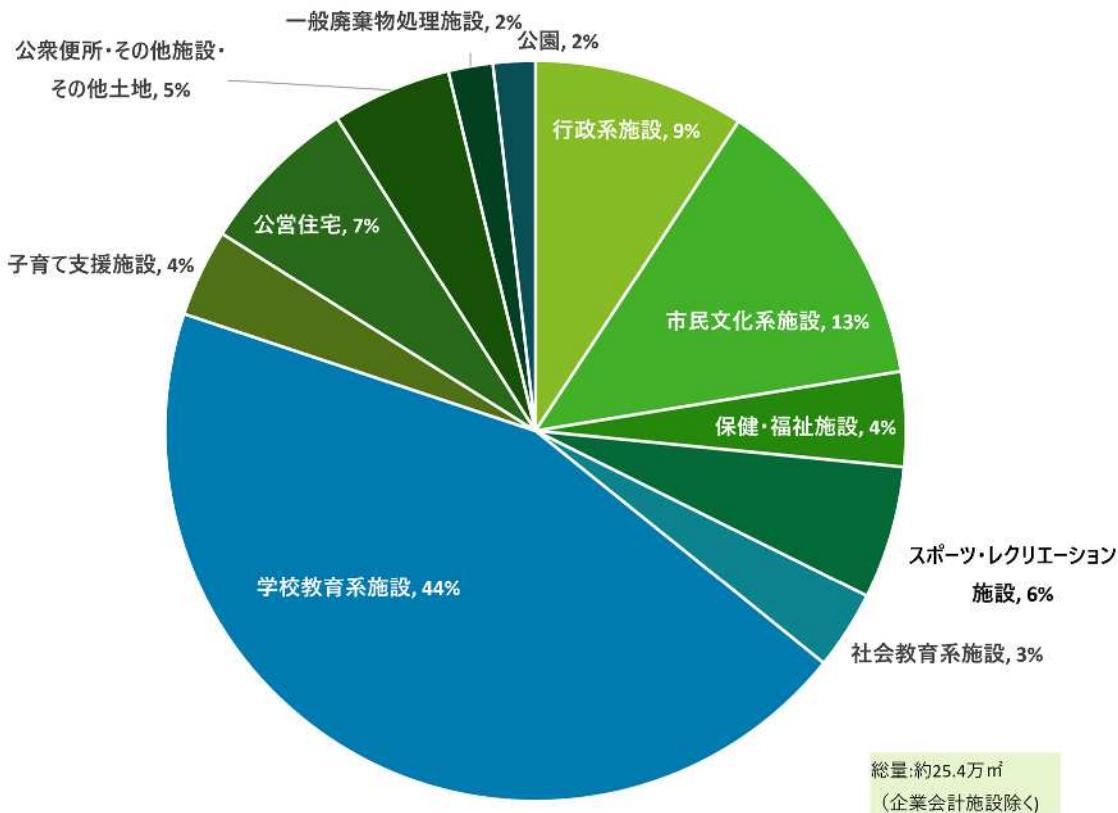
出所：総務省「地方財政状況調査」

3. 本市の公共施設の概況

(1) 公共施設の内訳

本市の公共施設の延床面積は、上下水道、病院等の企業会計の施設を除くと、約 25.4 万 m²となります。その内訳は、学校教育系施設が約 44%と最も多く、次いで市民文化系施設が占めています。

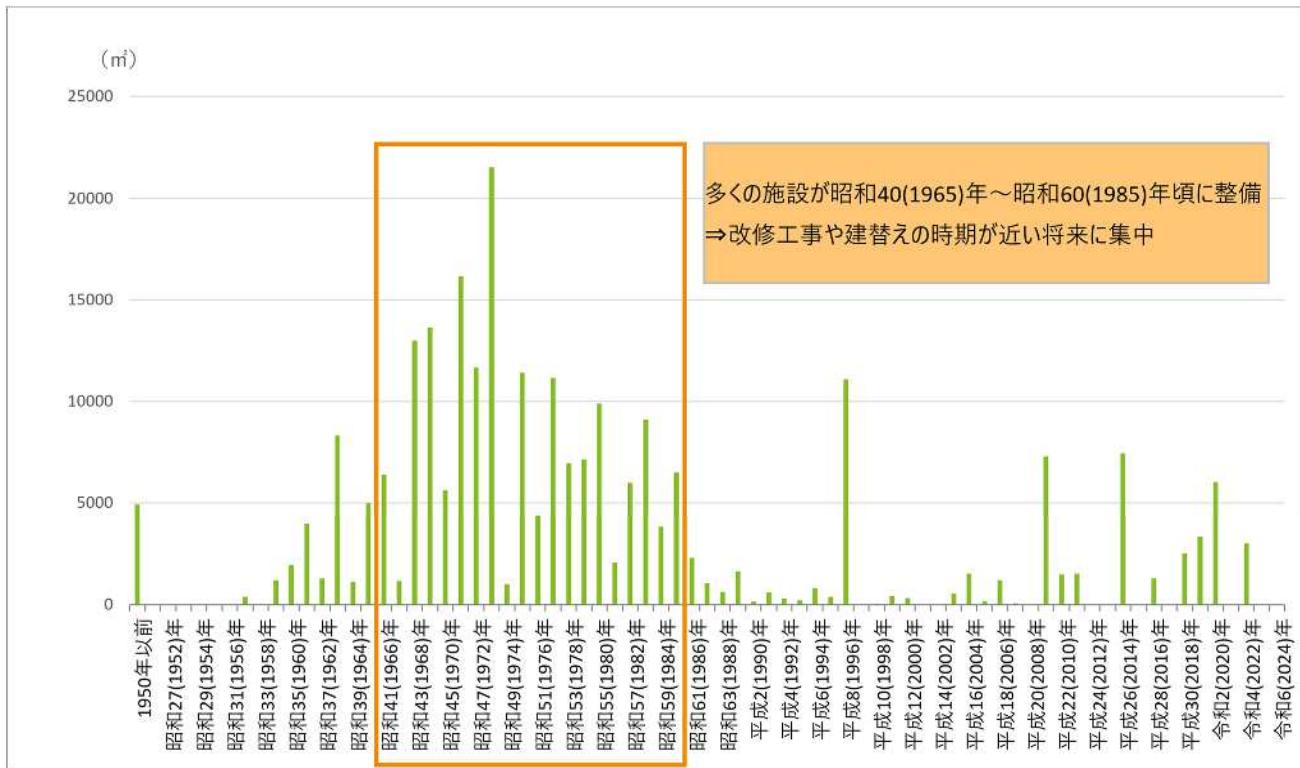
【公共施設延床面積内訳（企業会計施設除く）】



(2) 公共施設の築年数

本市の公共施設の多くが昭和 40（1965）年から昭和 60（1985）年頃に整備されました。本市の公共施設の耐用年数は「池田市開始時個別施設計画」において 65 年と設定しているところであり、上記の建物の建替え時期が令和 15（2033）年から令和 32（2050）頃に集中して訪れようとしています。それら施設の建替え等に多額の費用負担が発生することが想定されますが、人口減少の傾向は本市も例外ではない中、高度経済成長期や人口が増加傾向にあった時期に合わせて整備された公共施設のすべてを維持していくことは困難です。公共施設の建替え時期のピークに向か、今後の人口規模や財政規模を踏まえ、需要と供給に見合った持続可能な公共施設の在り方を検討する必要があります。

【年度別整備延床面積（企業会計施設除く）】



4. 公共施設マネジメントの必要性

上述のとおり、人口割合の変化に伴ってこれまで以上に厳しい財政状況となることが予想される中、公共施設の老朽化は進んでおり、今ある施設をすべて改修・更新するとなると、さらに多額の費用が発生するため、将来、今ある公共施設すべてを適切に維持することは困難になっていきます。

一方で、人口割合の変化や価値観の変化、技術の進展などに伴い、行政サービスへのニーズも変化してきています。持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上のために、公共施設のあり方を検討する必要が生じています。また、人口が減少していく中で、公共施設の再整備を含めた活気あるまちづくりを進めていくことも必要となります。

このように、公共施設マネジメントの必要性が高まっている中で、中長期的な視点で計画的に公共施設の在り方を見直していくことが重要となっています。

第2章 公共施設総量適正化に向けた目標の設定

本市の今ある公共施設（企業会計施設を除く）をすべて維持する想定で、大規模改修や建替工事の費用を推計したところ、本計画期間（P8 参照）の令和 43（2061）年度までに約 2,147 億円の費用が必要となり、同年時点で約 259 億円の赤字が発生することが明らかになりました。仮に、この赤字を公共施設マネジメントの取組のみで解消しようとすれば、公共施設を延床面積で 63.2% 削減する必要があります。しかし、公共施設の 63.2% を削減することは、行政サービスの維持向上という本計画の目的を踏まえれば適切ではありません。

このような背景を踏まえ、本市では、人口減少と財政規模の縮小を見据え、持続可能な市政運営を確保するため、令和 43（2061）年度までに公共施設（企業会計施設を除く）の延床面積を 30%（76,159 m²）以上削減することを目標とします。

この「30%以上の削減」という目標を達成するには、「聖域」を設けずに進めていくことが必要であり、施設更新費用を抑制しつつ、効率的な行政サービスの提供を可能とするために、市全体で取り組むべき総合的な目標です。30%削減を実現した場合、令和 43（2061）年度時点で 136 億円の赤字が残る見込みですが、この残りの赤字については行財政改革や行政努力など、公共施設マネジメント以外の取組によって解消を図ります。

【削減目標と赤字解消額】

本計画の目標

令和43(2061)年度までに
施設総量(延床面積)**30%(76,159m²)**以上の削減

現在の施設を維持する場合

令和43(2061)年度までの累計赤字額 約286億円

⇒財政運営が成り立たない

施設を61.8%削減する場合

令和43(2061)年度までの延床面積削減による歳出抑制効果額 約286億円

⇒行政サービス提供の観点から非現実的

施設を30%削減する場合

令和43(2061)年度までの累計赤字額

約147億円

⇒公共施設マネジメント以外の取組での解消を目指す

令和43(2061)年度までの延床面積削減による歳出抑制効果額 約139億円

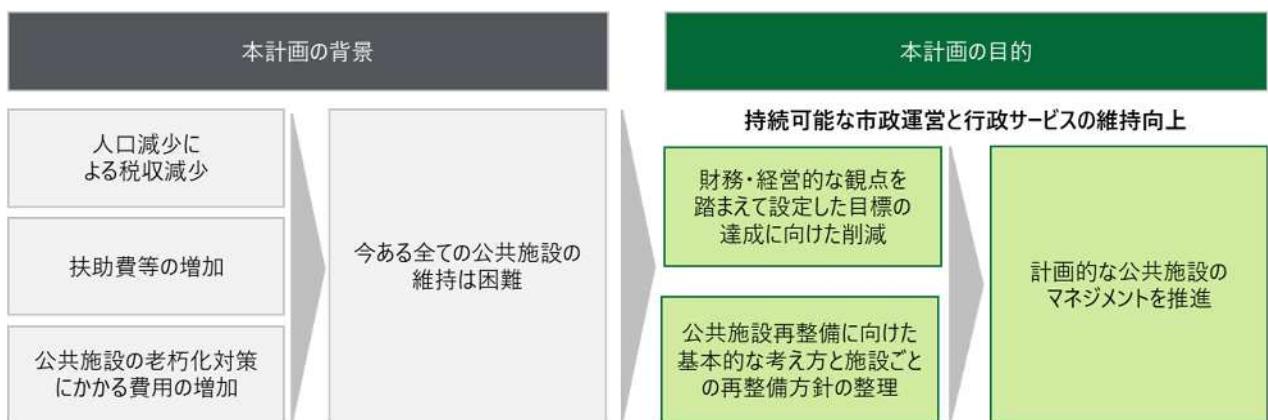
⇒持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上の両立を目指す

第3章 本計画の基本的枠組み

1. 計画の目的

本計画は前述の「公共施設の延床面積を令和43（2061）年度までに30%以上削減する」という全体目標を踏まえて、公共施設の再整備に向けた基本的な考え方と、施設ごとの再整備方針を定めるものです。これらにより、本市が今後も持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上を両立できるよう、公共施設マネジメントを計画的かつ円滑に推進することを目的とします。

【計画策定の背景・目的】



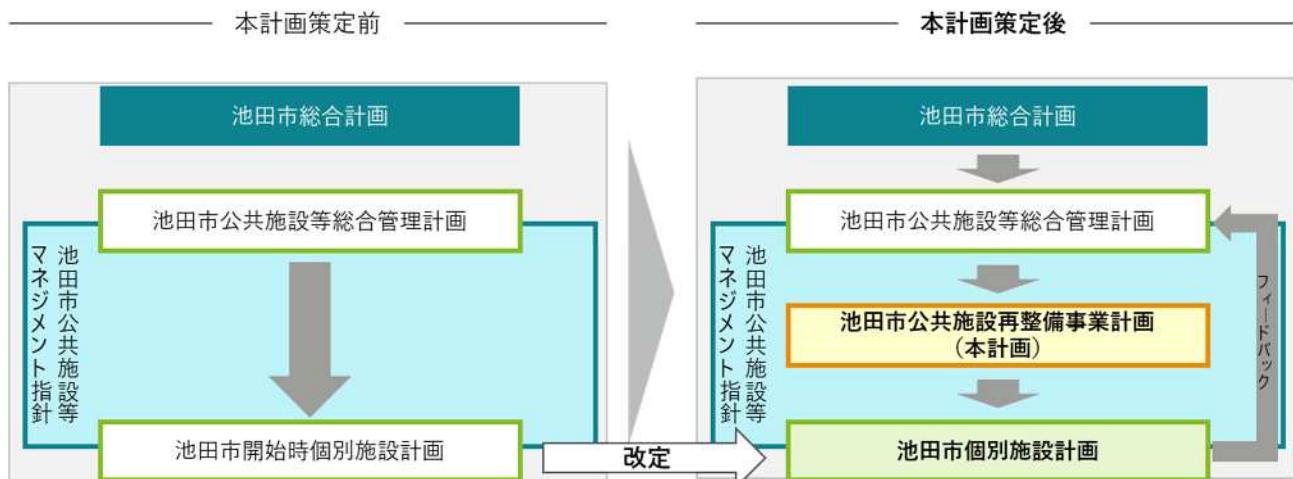
2. 計画の位置付け

本計画は、「池田市公共施設等マネジメント指針」に基づき、「池田市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）の下位計画として、中期財政収支を踏まえつつ公共施設の総量削減目標を定めるものと位置付けます。

本計画において定める公共施設の総量削減目標に向けた個別施設ごとの再整備方針を基に、「池田市開始時個別施設計画」を「池田市個別施設計画」として改定します。

また、本計画及び個別施設計画の進行状況等を総合管理計画にフィードバックし、公共施設マネジメント全体のPDCAサイクルを回していきます。

【本市の公共施設マネジメントに関する計画体系】



3. 計画期間

本計画の計画期間は、本計画の上位計画である「池田市公共施設等総合管理計画」の計画期間が令和43（2061）年度までであることと、令和43（2061）年度まで多くの施設が建替え時期を迎えることを理由とし、令和43（2061）年度までとします。なお、今後の市民ニーズや社会情勢、各施設の状況の変化などに対応するため、必要に応じて適宜本計画の見直しを行います。

4. 対象施設

本計画は、道路や橋梁、クリーンセンターなどのインフラ施設や一部の公園、病院・上下水道の企業会計の施設を含まないものとし、対象施設は一般会計の公共施設（軽微な施設等を除く）、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる施設です。

ただし、公共施設に含まれる小学校・中学校・義務教育学校については、「(仮称) 池田市未来の学校づくり推進計画」において、公営住宅施設については「池田市市営住宅長寿命化計画」において、それぞれの整備方針等が位置付けられるため、第4章以降の再整備方針の検討には含めていません。なお、将来の公共施設の総量を減らす取組や、施設整備における集約・複合化などに、いずれも教育委員会や公営住宅施設の担当部局と連携して取り組む必要があるため、これらの施設についても面積等を参考として掲載しています。

【計画対象施設の延床面積】

施設大分類	市の公共施設の延床面積 (企業会計施設除く) (m ²)	うち計画対象施設 の延床面積 (m ²)
行政系施設	23,503.3	23,503.3
市民文化系施設	33,565.1	33,565.1
保健・福祉施設	9105.5	9105.5
スポーツ・レクリエーション施設	14,786.7	14,786.7
社会教育系施設	8,734.9	8,734.9
学校教育系施設	112,887.2	6,034.2
子育て支援施設	10,456.1	10,456.1
公営住宅施設	17,941.5	0
その他施設	13,176.5	13,176.5
一般廃棄物処理施設	4,938.6	0
公衆便所	46.7	46.7
その他土地	36.4	0
公園	4,683.3	1,933.0
合計	253,861.8	122,072.0

第4章 再整備の基本的な考え方

1. 再整備事業計画の基本方針

「池田市公共施設等マネジメント指針」では、本市の公共施設等の目指すべき姿の実現に向け、

- ① 公共施設等の効率的保全
- ② 公共施設等の適正配置
- ③ 公共施設等の有効活用

の3つの基本方針を設定しています。

本計画では、上記の基本方針を前提としつつ、本計画の目的である「持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上の両立」のために、以下の3つの基本方針を定め、施設の再整備を進めていきます。

【本計画の基本方針】

再整備事業計画の目的	再整備事業計画の基本方針
持続可能な市政運営と行政サービスの維持向上	1 中長期的な市の財政を見据えた施設総量の削減
	2 公共施設の「機能」を重視した施設再整備
	3 地域特性や立地状況を踏まえた施設再整備

(1) 中長期的な市の財政を見据えた施設総量の削減

<基本的な考え方>

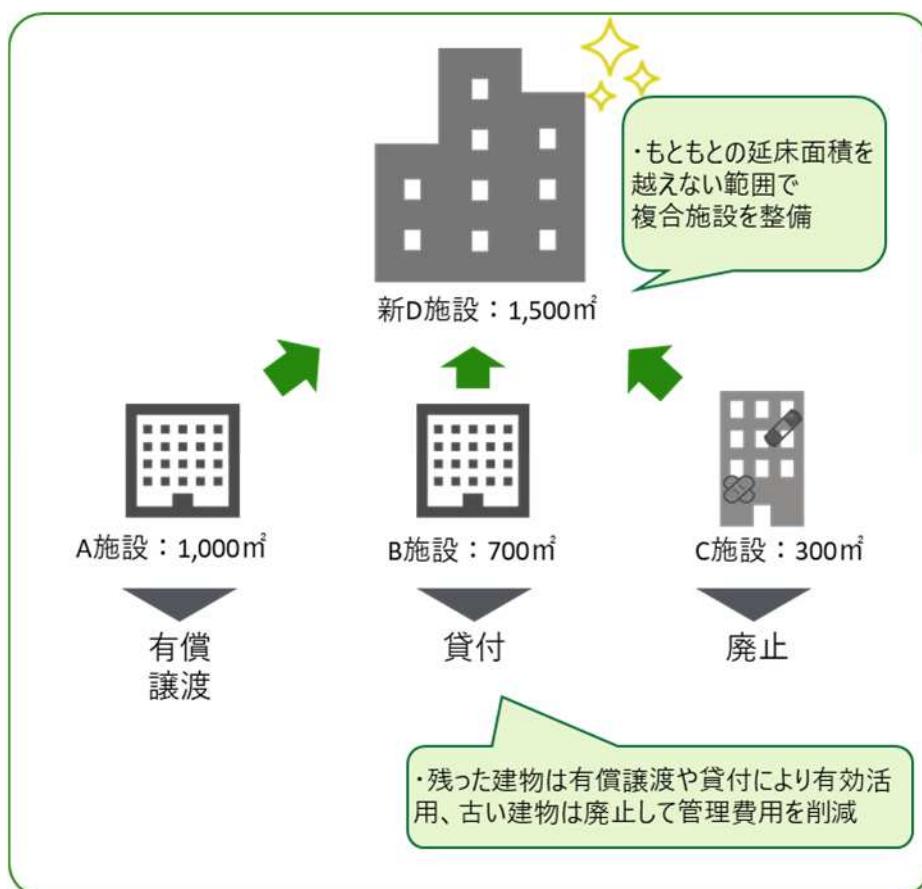
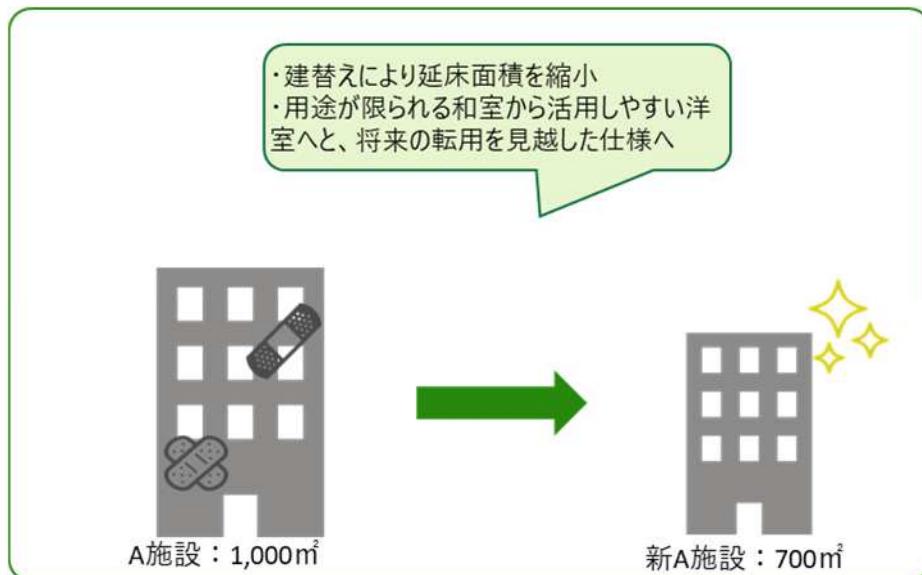
第2章で示したとおり、本計画においても全体目標の達成に資するため、対象施設の延床面積について30%以上の削減を目指し、他計画と連携しながら再整備を推進します。

そのためには、今ある公共施設を有効活用していく、将来整備する建物の規模を極力減らす、将来的に整備する建物を様々な機能に有効活用できる形とするなどの取組が必要になります。具体的に、以下の方策に則り、積極的な施設総量の削減を進めていきます。

<取組方策>

- ① 新規機能の追加や既存機能の拡充のために新たな施設を建設する場合は、原則として他機能を複合化した施設とします。
- ② 老朽化等により既存施設の建替えを行うに当たっては、原則として規模を縮小することとします。ただし、法令や国からの通知による延床面積の遵守事項や、市民ニーズに基づく行政サービスの動向を考慮し、適切な対応を行います。複合施設の建設に際しては、それに伴い廃止される施設の延床面積の総和を超えないようにします。
- ③ 施設更新の際には、「集約化」、「複合化」、「機能統合」「民間施設の活用」「広域連携」「転用」などの再整備手法の活用を積極的に検討します。※P12「再整備手法の例」参照
- ④ 既存施設の大規模改修・更新、新規施設の建設に当たっては、将来の転用に柔軟に対応できる建物仕様を検討します。
- ⑤ 耐震性などの安全面に懸念がある施設やバリアフリー化が進んでいない施設は、すべてに耐震工事やバリアフリー化工事を行うのではなく、優先的に他施設への集約・複合化を検討します。
- ⑥ 再整備後に残った建物および土地については、原則として有償譲渡または貸付を検討します。

【取組の例】



【再整備手法の例】

手法	内容	イメージ
集約化	同じ用途の施設を統合し、現在のニーズに合わせ延床面積を最適化します。	
複合化	異なる用途の施設を統合し、スペース効率や利便性を向上し、整備を行います。	
機能統合	設置目的は異なるが、機能が類似している施設を、提供サービス視点で見て統合します。	
民間施設の活用	将来見通しや必要機能、立地条件などから周辺の民間施設を代替施設として活用します。	
広域連携	他の自治体と施設を共有することにより、相互の費用を軽減します。	
転用	ニーズが少なくなった現在の機能を廃止し、新たなニーズに対応した改修を行い、別機能へ転換します。	

出所：「池田市公共施設等マネジメント指針」

(2) 公共施設の「機能（ソフト）」を重視した施設再整備

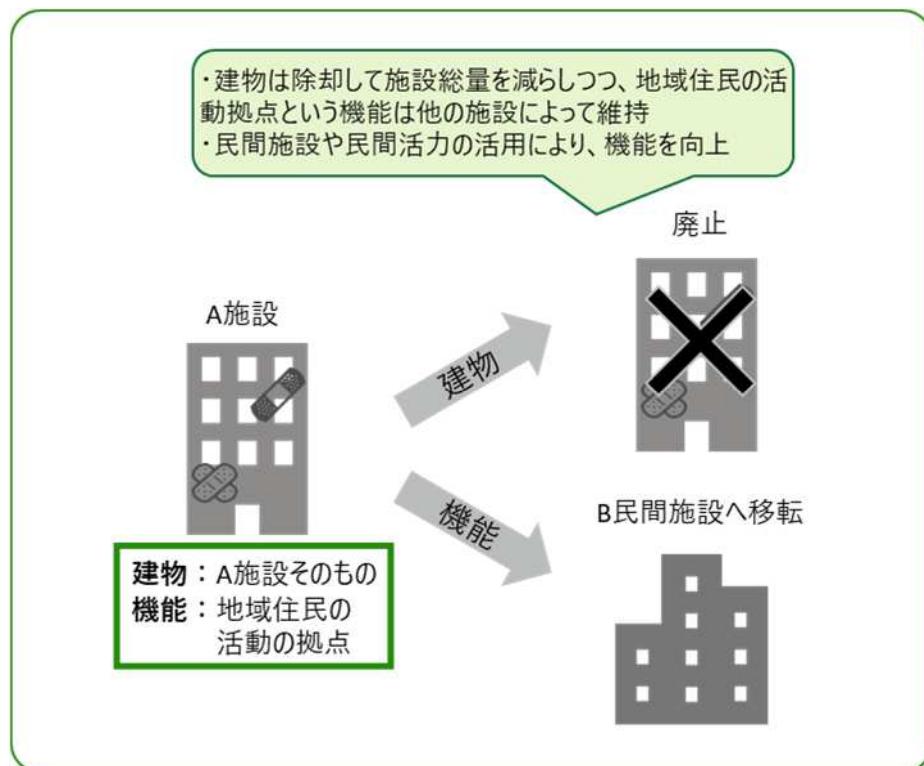
<基本的な考え方>

公共施設には、「建物（ハード）」の側面と、その公共施設が利用者に対し提供している「機能（ソフト）」の側面があります。公共施設の再整備に当たっては、建物（ハード）の量を減らすことを目標としていますが、それによって提供できる「機能（ソフト）」の量・質の低下につながらないようにしなければなりません。人口構成の変化や市民の価値観の多様化などにより、行政サービスに求められる役割も複雑に変容しています。本市では、公共施設の量を減らしつつも、変わりゆく市民ニーズに的確に応え、行政サービスを維持向上できるよう、以下の点を踏まえて施設の再整備を進めます。

<取組方策>

- ① 施設の再整備に当たっては、施設の稼働率や事務事業評価結果等から施設の機能や市民ニーズを評価し、必要な施設機能は可能な限り維持しつつ、サービスの供給量の適正化を図ります。
- ② 行政以外でもサービスの提供が可能な機能は、積極的に民間施設や民間事業者の活用を検討します。
- ③ 民間の資金やノウハウ（PPP/PFI）を活用し、維持管理経費の削減や行政サービスの向上を図ります。

【取組の例】



(3) 地域特性や立地状況を踏まえた施設再整備

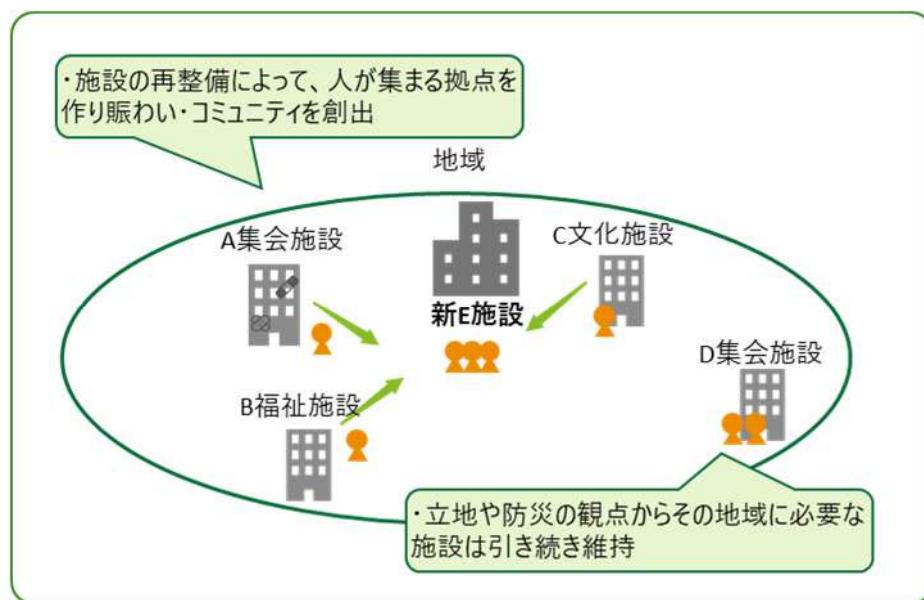
<基本的な考え方>

公共施設は、特定のサービスを提供する場であるとともに、地域の防災機能や地域のコミュニティの場など、その地域に根付いた役割が存在します。公共施設の量を減らしていくに当たり、地域ごとの公共施設の配置状況を鑑み、地域によるサービスの差ができる限り解消し、各地域に必要なサービスが行き届くよう、以下の点を踏まえて施設の再整備を行います。

<取組方策>

- ① 地域の人口や他地域へのアクセス状況等を踏まえ、特定の地域に施設が偏ることがないよう、施設の再整備方針を検討します。
- ② 地域防災計画と連動しながら、有事の際の避難所などの防災機能を損なわないよう、再整備対象施設を検討します。
- ③ 施設の再整備により、地域の賑わい・魅力の創出や、地域コミュニティの形成・強化を目指します。

【取組の例】

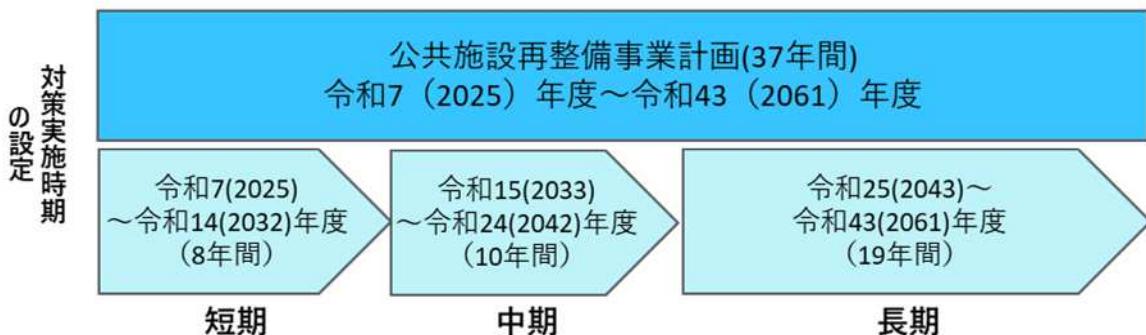


2. 対策実施時期の考え方

個別施設の再整備方針を検討するに当たり、再整備の対策を実施する時期の大まかな予定を設定します。対策実施時期は、以下の短期、中期、長期に分類し、それぞれこの期間内での再整備を実施する想定で、具体的な再整備事業を検討していきます。

各施設の対策実施時期は、次章に記載する再整備方針の検討結果に基づき、施設の老朽化状況や市の財政状況などを総合的に判断して設定します。

【対策実施時期のイメージと設定趣旨】



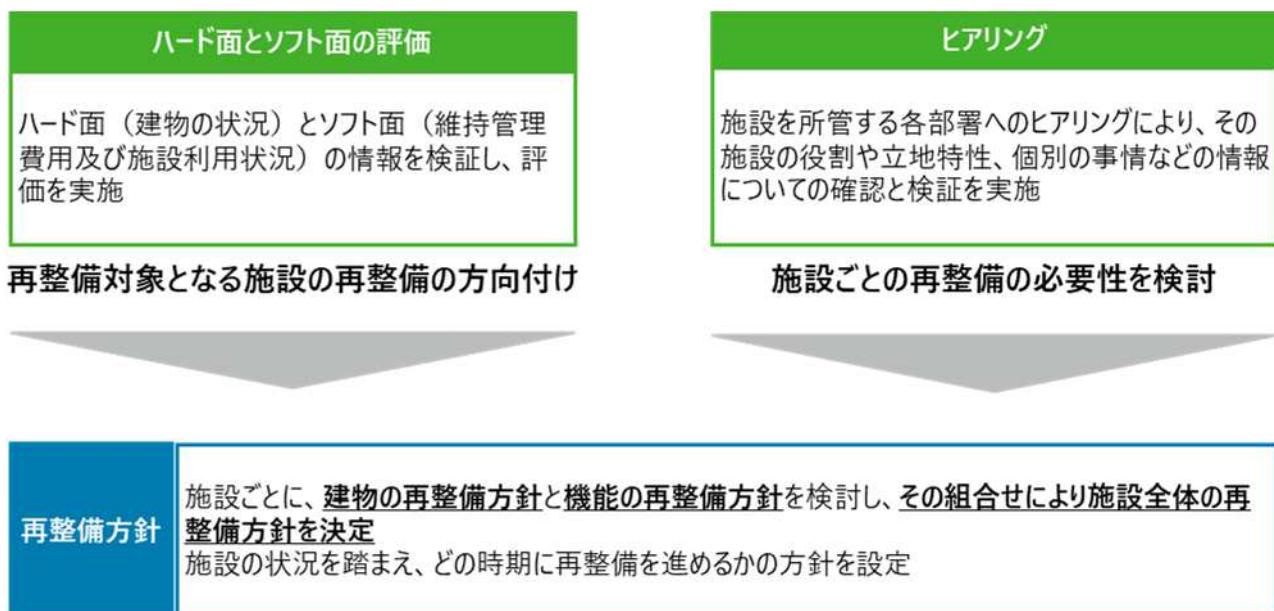
期間	設定趣旨
短期	本市の最上位計画である「第7次池田市総合計画」の計画期間に合わせ、総合計画で示している施策の方向性や、施設の老朽化状況、市民ニーズなどを踏まえ、早急に再整備を実施する必要があるものを想定
中期	近い将来に施設の建替時期が到来する施設や、再整備の検討に向けた調整期間が必要な施設を想定
長期	比較的定量評価の結果が良い施設のうち、長期的に、サービス提供方法や適正規模の見直しの必要が生じる可能性のある施設を想定

第5章 再整備方針の検討手法

1. 検討手法の全体像

第2章で示した目標の達成に向け、計画的に施設の再整備を進めていくためには、計画対象施設ごとの状況を整理し、再整備を行うべき施設の把握と、それら施設に実施すべき対策の方向性を検討する必要があります。そこで、計画対象施設に対し、ハード面とソフト面の評価と、ヒアリングを行い、それぞれの施設の状況を整理し、それらを総合的に判断して「再整備方針」を設定しました。

【再整備方針検討の流れ】



2. ハード面とソフト面の評価について

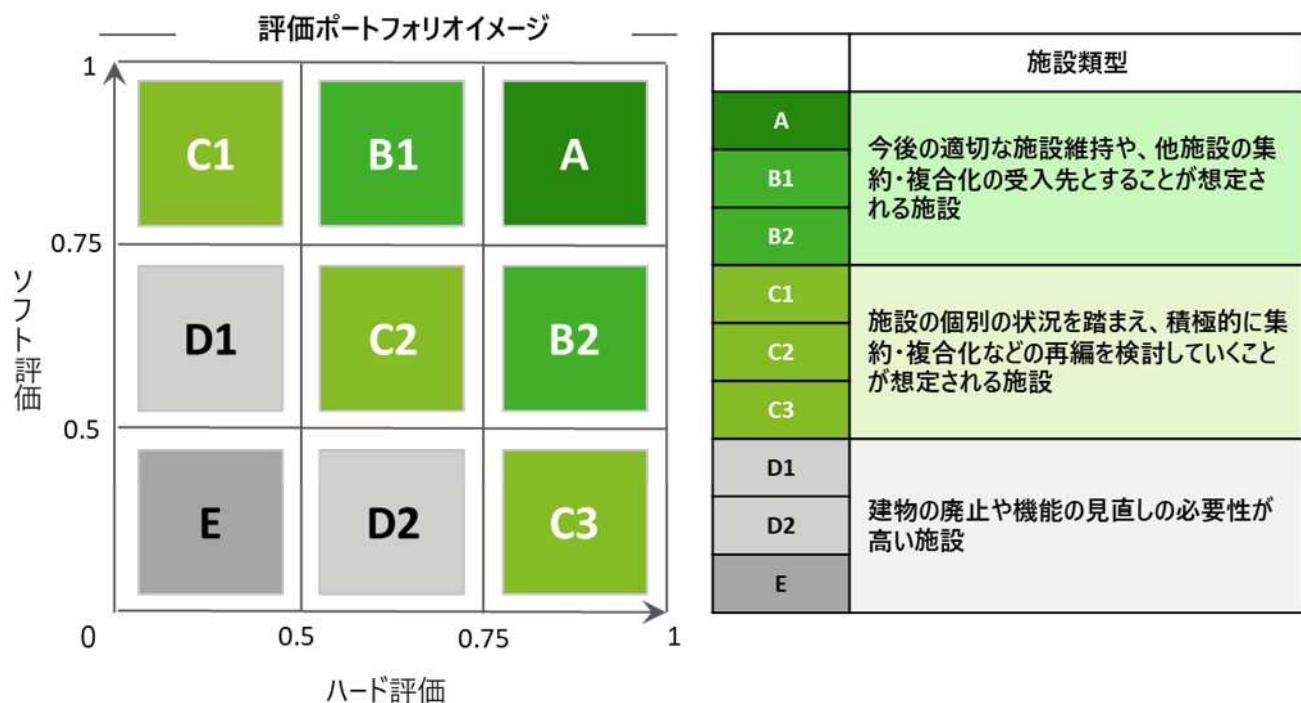
ハード面（建物の状況）とソフト面（維持管理費用及び施設利用状況）について、それぞれ以下の項目を基に評価しました。

それぞれの施設の評価結果を9象限に区分することで、区分ごとに再整備の方向性を仮設定しました。

【評価項目と9象限区分の設定】

評価内容		評価項目	評価の算出方法
ハード評価		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の有無 ・建物の新しさ（築年数） ・建物の健全度（劣化度合） ・バリアフリー対応状況 	全施設の中で相対評価※
ソフト評価	維持管理費用	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果（単位面積当たりの年間維持管理費用） 	全施設の中で相対評価※
	施設利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用率 ・延床面積当たりの年間利用者数など 	同種機能を有する施設内で相対評価※ (利用者数の指標を持たない施設については評価未実施)

※評価項目の各指標は、それぞれ単位や評価基準が異なり、全施設を同一の基準で比較することが困難であるため、同種機能を有する施設内で、評価結果を0点から1点の範囲に変換（正規化）し、相対的に評価。



3. ヒアリングについて

当該施設を所管する各部署へヒアリングを行い、下記の項目などについて確認と検証を行いました。

確認項目	内容
歴史文化的価値	歴史文化的価値を有する建物か
転用可能性	他のサービスに転用可能な建物であるか
市場価値	建物の性能や立地等を踏まえ、市場価値がある（現状有姿での譲渡・貸付が可能）か
公共性・政策性	法律や条例などにより行政でのサービス提供が義務付けられているものか
	市のその他の計画や方針などとの整合性から、廃止や縮小が難しいものか
代替可能性	他の公共施設や民間施設により代替可能か
	避難場所に指定されているか
	投票所に指定されているか
地域性	その地域になくてはならないものか
集約・複合可能性	複合施設とした場合でもサービスの提供は可能か

4. 再整備方針の決定

前述の評価を踏まえ、対象施設の建物と、提供している機能について、どのように再整備するのかをそれぞれ「建物方針」と「機能方針」として設定し、その組合せにより「再整備方針」を設定しました。

【建物方針・機能方針の内容】

方針		方針概要
建物方針	維持	現在の立地、現在の規模のまま、引き続き適切に改修や維持管理を行うこと。
	更新	建物を廃止したうえで、新たな建物を整備すること。
	廃止	建物の保全や改修・更新を行わず、市による管理を取りやめること。
機能方針	維持	現在の施設機能を維持すること。
	集約・複合化	現在の施設機能に、他施設の同種機能の役割を集約する又は新たな施設機能を複合すること。
	移転	現在の施設機能を他施設や民間施設に移転すること。
	廃止	現在の施設機能の提供を取りやめること。

【建物方針・機能方針の組合せによる再整備方針】

建物方針	機能方針	再整備方針
維持	維持	建物・機能ともに現在の立地、規模のまま維持する。
	集約・複合化	建物は現在の立地・規模のまま、他施設の同種機能または異種機能を追加する。
	移転	現在の機能を民間施設や他施設に移転し、建物を現在の立地・規模のまま他機能に転用する。
	廃止	現在の機能を廃止し、建物を現在の立地・規模のまま他機能に転用する。
更新	維持	建物を更新し、現在の機能を継承する。 更新に際しては法令・国からの通知を順守したうえで、原則、規模縮小とする。
	集約・複合化	現在の機能を含む集約・複合化施設を新たに整備し、残った建物は譲渡や貸付、解体、借りている建物は返却を検討する。
廃止	集約・複合化	現在の機能を他施設に集約・複合化させ、建物の譲渡や貸付、解体、借りている建物は返却を検討する。
	移転	現在の機能を民間施設や他施設に移転し、建物の譲渡や貸付、解体、借りている建物は返却を検討する。
	廃止	現在の機能を廃止し、建物の譲渡や貸付、解体、借りている建物は返却を検討する。

第6章 短期再整備方針

第5章の再整備方針の検討手法に基づき、短期における個別施設ごとの再整備方針を設定しました。

【表の見方】

項目	説明
施設情報	大・中・小分類 当該施設の各分類を記載しています。
	名称 当該施設の名称を記載しています。
	建築年度 当該施設が建てられた年度を記載しています。
	延床面積 当該施設の市が所有する延床面積を記載しています。
	耐震性 当該施設の耐震性を以下の区分で記載しています。 ①：新耐震 ②：旧耐震補強済み ③：旧耐震耐震性有 ④：旧耐震未補強 ⑤：旧耐震未診断
	施設評価 第5章で示した当該施設の評価の結果を、AからEの区分で記載しています。 ※P17 参照
	建物方針 第5章で示した基準に基づき、当該施設の建物方針と機能方針それぞれ記載しています。 ※P19 参照
施設方針	機能方針

個別施設ごとの短期再整備方針

施設情報								施設方針	
大分類	中分類	小分類	名称	建築年度	延床面積(m ²)	耐震性	施設評価	建物方針	機能方針
行政系施設	消防施設	消防署	消防署庁舎	昭和 50(1975)年	1,888.3	②	B1	更新	維持
行政系施設	消防施設	分団拠点施設	鉢塚分団(消防分団)	昭和 45(1970)年	81.0	⑤	C1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	文化施設	文化施設	市民文化会館	昭和 50(1975)年	8,365.4	②	B1	維持	集約・複合化
市民文化系施設	文化施設	文化施設	カルチャーブラザ	昭和 59(1984)年	1,512.6	①	D2	廃止	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	神田会館	昭和 44(1969)年	501.3	④	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	豊島南会館	昭和 46(1971)年	536.6	⑤	E	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	秦野会館	昭和 48(1973)年	532.1	④	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	豊島北会館	昭和 49(1974)年	504.0	⑤	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	鉢塚会館	昭和 54(1979)年	504.9	⑤	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	旭丘会館	昭和 56(1981)年	500.0	⑤	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	花園会館	昭和 57(1982)年	500.0	①	D1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	中之嶋会館	昭和 59(1984)年	101.1	①	E	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	河原島会館	昭和 59(1984)年	100.0	①	E	更新	集約・複合化

施設情報								施設方針	
大分類	中分類	小分類	名称	建築年度	延床面積(m ²)	耐震性	施設評価	建物方針	機能方針
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	北神田会館	昭和 60(1985)年	100.0	①	E	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	池田駅前南会館	昭和 62(1987)年	350.8	①	B1	維持	廃止
市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	細河コミュニティセンター	平成 11(1999)年	303.8	①	D2	廃止	廃止
市民文化系施設	集会施設	普通会館	才尊会館	昭和 44(1969)年	505.8	⑤	C1	更新	集約・複合化
市民文化系施設	集会施設	その他集会施設	旧コミュニティセンター	昭和 52(1977)年	1,522.5	②	D2	廃止	廃止
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	敬老会館	昭和 47(1972)年	1,731.0	⑤	-	更新	集約・複合化
スポーツ・レクリエーション施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	野外活動センター	昭和 52(1977)年	198.2	⑤	D1	廃止	廃止
社会教育系施設	児童文化センター等	児童文化センター等	水月児童文化センター	昭和 46(1971)年	580.5	⑤	E	更新	集約・複合化
社会教育系施設	児童文化センター等	児童文化センター等	五月山児童文化センター	昭和 48(1973)年	1,061.5	⑤	C1	更新	集約・複合化
子育て支援施設	子育て支援施設	特定教育・保育施設等	なかよしこども園	昭和 47(1972)年～	1,150.9	①②	A	更新	維持
子育て支援施設	子育て支援施設	児童発達支援センター	やまばと学園	昭和 46(1971)年	691.6	⑤	D1	更新	維持
その他施設	倉庫等	倉庫等	鉢塚町会倉庫	昭和 45(1970)年	127.0	⑤	C1	更新	集約・複合化

第7章 短期再整備事業

短期の再整備方針に基づき、再整備事業を実施します。本事業は、財政状況や関係機関等との調整により、必要に応じ、実施年度を見直します。

整備から供用開始までの期間は、基本設計と実施設計を含む工事期間です。ただし、廃止とする施設については、その供用廃止時期です。

1. 多世代交流施設（敬老会館／旭丘会館／花園会館）

再整備方針	敬老会館の敷地へ施設を集約し、多世代交流施設（仮称）を建設します。 旭丘会館、花園会館の跡地活用を検討します。									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間						
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
高齢 福祉 施設	敬老会館	昭和 47 (1972)年	1,731.0										
共同 利用 施設	旭丘会館	昭和 56 (1981)年	500.0	1,697.3	更新	集約・ 複合化							
共同 利用 施設	花園会館	昭和 57 (1982)年	500.0										

旭丘会館



敬老会館



花園会館



2. やまばと学園

再整備方針	やまばと学園を移転新築します。 跡地活用を検討します。									
-------	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童発達 支援 センター	やまばと学園	昭和 46 (1971)年	691.6	1,200.0	更新	維持								

やまばと学園



3. 消防署庁舎

再整備方針	消防署庁舎を移転新築します。 跡地活用を検討します。									
-------	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
消防署	消防署庁舎	昭和 50 (1975)年	1,888.3	4,600.0	更新	維持								

消防署庁舎



4. 市民文化会館

再整備方針	市民文化会館の大規模改修を実施します。大規模改修にあわせて、カルチャープラザの機能を統合します。										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)		建物方針	機能方針	整備から供用開始までの期間						
			整備前	整備後(想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
文化施設	市民文化会館	昭和 50 (1975)年	8,365.4	8365.4	維持	集約・複合化							
文化施設	カルチャープラザ	昭和 59 (1984)年	1,512.6		廃止								

市民文化会館



カルチャープラザ



5. 秦野会館

再整備方針	共同利用施設の再編において、秦野住宅の建替えにあわせ、秦野住宅に地域集会施設の機能を統合します。 秦野住宅の建替期間が長いことから、早期供用開始の可能性について検討します。										
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)		建物方針	機能方針	整備から供用開始までの期間						
			整備前	整備後(想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
共同利用施設	秦野会館	昭和 48 (1973)年	532.1	0	更新	集約・複合化							

秦野会館



6. 集約・複合化施設（豊島南会館／豊島北会館）

再整備方針	共同利用施設の再編において、豊島南会館と豊島北会館を集約し、豊島南会館敷地に新たな施設を建設します。あわせて、北豊島留守家庭児童会施設の利活用を検討します。 豊島北会館の跡地活用を検討します。
-------	---

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
共同利用 施設	豊島南会館	昭和 46 (1971)年	536.6											
共同利用 施設	豊島北会館	昭和 49 (1974)年	504.0	375.0	更新	集約・ 複合化								

豊島南会館



豊島北会館



7. 水月児童文化センター／五月山児童文化センター

再整備方針	水月児童文化センターと五月山児童文化センターは、新たな施設整備に加え、既存施設との複合化や有効活用について検討し、それぞれのエリアで拠点を維持します。								
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童文化 センター等	水月児童 文化センター	昭和 46 (1971)年	580.5	1149.0	更新	集約・ 複合化								
児童文化 センター等	五月山児童 文化センター	昭和 48 (1973)年	1,061.5											

水月児童文化センター



五月山児童文化センター



8. 集約・複合化施設（鉢塚会館／才尊会館／鉢塚分団／鉢塚町会倉庫）

再整備方針	共同利用施設の再編において、鉢塚会館と周辺の3施設（才尊会館・鉢塚分団・鉢塚町会倉庫）をあわせた複合化施設を新たに建設します。 建設候補地を検討します。鉢塚会館の賃借地を返還します。									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積（m ² ）		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
共同利用 施設	鉢塚会館	昭和 54 (1979)年	504.9	853.0	更新	集約・ 複合化								
普通会館	才尊会館	昭和 44 (1969)年	505.8											
分団拠点 施設	鉢塚分団 (消防分団)	昭和 45 (1970)年	81.0											
倉庫等	鉢塚町会 倉庫	昭和 45 (1970)年	127.0											

鉢塚会館



才尊会館



鉢塚分団／鉢塚町会倉庫



9. 集約・複合化施設（神田会館／中之嶋会館／河原島会館／北神田会館）

再整備方針	共同利用施設の再編において、神田会館を中心に、周辺共同利用施設（中之嶋会館・河原島会館・北神田会館）を集約した施設を神田会館敷地に新築します。 中之嶋会館、河原島会館、北神田会館の跡地活用を検討します。									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)		建物方針	機能方針	整備から供用開始までの期間						
			整備前	整備後(想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
共同利用施設	神田会館	昭和 44 (1969)年	501.3	561.0	更新	集約・複合化							
共同利用施設	中之嶋会館	昭和 59 (1984)年	101.1										
共同利用施設	河原島会館	昭和 59 (1984)年	100.0										
共同利用施設	北神田会館	昭和 60 (1985)年	100.0										

神田会館



河原島会館



中之嶋会館



北神田会館



10. なかよしこども園

再整備方針	南棟を建替えます。ただし、建設時期は、今後の石橋南小学校の改修等の時期を考慮し、検討を続けます。									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
特定教育・ 保育施設 等	なかよし こども園	昭和 47 (1972)年	1,150.9	1,150.9	更新	維持								

なかよしこども園



11. 細河コミュニティセンター

再整備方針	細河コミュニティセンターを廃止し、旧細河小学校学習室等を活用します。 賃借地を返還します。									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間						
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
コミュニティ センター	細河 コミュニティ センター	平成 11 (1999)年	303.8	0	廃止	廃止							

細河コミュニティセンター



12. 池田駅前南会館

再整備方針	共同利用施設の再編において、共同利用施設としての機能を廃止します。他の用途での活用を検討します。							
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
共同利用 施設	池田駅前 南会館	昭和 62 (1987)年	350.8	350.8	維持	廃止				■				

池田駅前南会館

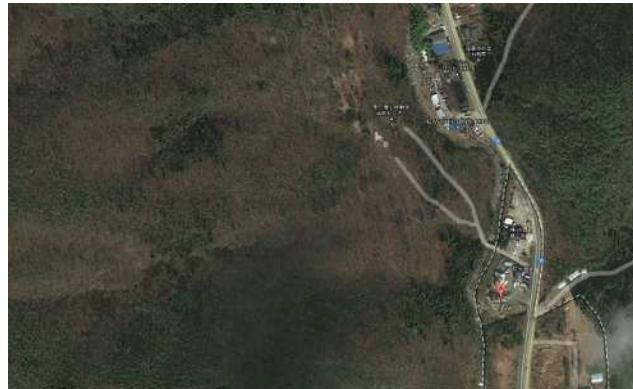


13. 野外活動センター

再整備方針	現在、休止中の野外活動センターを廃止します。売却を検討します。							
-------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

小分類	名称	建築 年度	延床面積 (m ²)		建物 方針	機能 方針	整備から供用開始までの期間							
			整備前	整備後 (想定)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
レクリエー ション施設	野外活動 センター	昭和 52 (1977)年	198.2	0	廃止	廃止						■		

野外活動センター



14. 施設総量(延床面積)削減率

短期再整備事業における施設総量(延床面積)の削減率は、9.5%（整備前 22,428.4 m²⇒整備後 20,302.4 m²）となる見込みであり、本市の公共施設の延床面積（253,861.8 m²）に対する削減率は0.8%です。

消防署庁舎は近年の消防需要の増加に伴う職員数や消防車両の増加による庁舎の狭隘化や車庫不足などの課題を抱えており、やまばと学園は令和6年の児童福祉法改正により、市全体の障がい児支援の中核的役割を担うセンターとして位置付けられ、それぞれ機能拡充によって延床面積が増加する予定です。

- ・消防署庁舎：整備前 1,888.3 m²⇒整備後 4,600.0 m²
- ・やまばと学園：整備前 691.6 m²⇒整備後 1,200.0 m²

この2施設を除く施設総量(延床面積)の削減率は26.9%（整備前 19,848.5 m²⇒整備後 14,502.4 m²）となる見込みとなり、本市の公共施設の延床面積（253,861.8 m²）に対する削減率は2.1%です。

短期の事業について、今後もさらなる削減を目指していく必要があり、整備後面積の削減や事業の追加を検討しながら再整備事業を進めていきます。

第8章 中期・長期再整備方針

中期・長期における施設類型ごとの方針と対策実施時期を設定しました。

なお、表に掲載する施設情報は、第6章に示した区分と同一です。

1. 行政系施設

含まれる 中分類施設	庁舎等、消防施設、その他行政施設
類型ごとの 方針	<p>行政系施設は、本市の行政サービスの中心拠点施設として今後も存続を図り、必要に応じて機能の複合化を図ることで利便性の向上を目指します。</p> <p>特に市庁舎は、行政サービスの中心として、利用者も多く、利便性の高い場所に位置する一方で、施設規模が大きく施設更新には多額の費用を要することが見込まれるため、引き続き予防保全に努めるとともに、施設更新の際には機能の複合化などにより、さらなる利便性の向上を図ります。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
庁舎	市庁舎	昭和 48 (1973)年	15,444.3	②	C2		○	
庁舎 (外部)	神田事務所	平成 4 (1992)年	312.4	①	D2		○	
庁舎 (外部)	営繕事務所	平成 6 (1994)年	832.8	①	B1		○	
庁舎 (外部)	子ども未来課 (保健福祉総合センター内)	平成 21 (2009)年	1,051.0	①	C3			○
庁舎 (外部)	休日急病診療所 (病院内)	平成 16 (2004)年	785.0	①	C3			○
庁舎 (外部)	休日急病診療所 (保健福祉総合センター内)	平成 21 (2009)年	282.7	①	C3			○
庁舎 (外部)	相談支援事業所あおぞら (保健福祉総合センター内)	平成 21 (2009)年	215.0	①	C3			○
庁舎 (外部)	業務センター	平成元 (1989)年	1,581.3	①	D2		○	
消防署	細河分署	昭和 54 (1979)年	331.1	②	E	○		
分団拠点 施設	池田分団(消防分団)	昭和 53 (1978)年	58.7	⑤	E	○		
分団拠点 施設	秦野分団(消防分団)	平成 2 (1990)年	82.6	①	C2		○	
分団拠点 施設	吳服分団(消防分団)	昭和 56 (1981)年	70.0	①	D2		○	
分団拠点 施設	北豊島分団(消防分団)	令和 2 (2020)年	310.0	①	C3			○

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
分団拠点施設	神田分団(消防分団)	平成 2 (1990)年	70.8	①	D2		○	
分団拠点施設	細河分団(消防分団)	平成 12 (2000)年	99.6	①	B2			○
観測所	神田大気観測所	平成 11 (1999)年	6.8	①	C2			○

2. 市民文化系施設

含まれる 中分類施設	文化施設、集会施設
類型ごとの 方針	<p>市民文化系施設は、地域コミュニティの拠点として重要な施設である一方で、施設の老朽化が著しいほか、施設の量も多いという課題があります。施設総量は削減しつつも、地域コミュニティの活性化に向けて、自治会や地域住民との対話を進め、地域における施設の在り方を検討し、地域ごとに地域コミュニティや地域の賑わい拠点となるような中心施設の再整備を進めていきます。</p> <p>また、個別の施設の再整備に当たっては、投票所機能や避難所などの地域防災の観点から必要な施設量を検討していきます。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
公益活動 施設	市民活動交流センター	令和 4 (2022)年	1,074.9	①	B2			○
人権・高齢 福祉施設	人権文化交流センター	昭和 48 (1973)年	1,804.9	②	C2	○		
多文化 共生施設	ダイバーシティセンター (ツナガリエ石橋内)	令和 4 (2022)年	441.9	①	B2			○
展示館	上方落語資料展示館	平成 19 (2007)年	0(借屋)	①	B2			○
展示館	ギャラリーいけど	昭和 59 (1984)年	0(借屋)	①	C2		○	
共同利用 施設	住吉会館	昭和 46 (1971)年	650.8	⑤	D1	○		
共同利用 施設	呉服会館	昭和 48 (1973)年	500.0	③	D1	○		
共同利用 施設	早苗の森会館	昭和 48 (1973)年	501.4	⑤	D1	○		
共同利用 施設	井口堂北会館	昭和 51 (1976)年	500.0	②	D2	○		
共同利用 施設	神田北会館	昭和 52 (1977)年	505.4	⑤	D1	○		
共同利用 施設	宇保会館	昭和 53 (1978)年	504.0	⑤	C1	○		
共同利用 施設	城南会館	昭和 53 (1978)年	502.6	⑤	D1	○		
共同利用 施設	空港会館	昭和 54 (1979)年	504.5	⑤	D1	○		
共同利用 施設	五月丘会館	昭和 54 (1979)年	503.5	③	B1		○	
共同利用 施設	脇塚会館	昭和 55 (1980)年	244.6	⑤	E	○		

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
共同利用施設	桃園会館	昭和 55 (1980)年	500.0	⑤	D1	○		
共同利用施設	上池田会館	昭和 55 (1980)年	500.0	⑤	D1	○		
共同利用施設	渋谷会館	昭和 56 (1981)年	532.2	⑤	D1	○		
共同利用施設	南畠会館	昭和 57 (1982)年	532.5	①	C2		○	
共同利用施設	莊園会館	昭和 57 (1982)年	310.9	①	D1		○	
共同利用施設	石橋北会館	昭和 58 (1983)年	500.0	①	B1	○		
共同利用施設	宮之原会館	昭和 58 (1983)年	100.0	①	E	○		
共同利用施設	姫室・室町会館	昭和 60 (1985)年	539.4	①	B1	○		
共同利用施設	池田駅前北会館	昭和 60 (1985)年	342.1	①	B1	○		
コミュニティセンター	伏尾台コミュニティセンター (第1会館)	昭和 56 (1981)年	506.2	①	B1		○	
コミュニティセンター	伏尾台コミュニティセンター (第2会館)	平成 3 (1991)年	334.5	①	C2		○	
集会施設	石橋会館	令和元 (2019)年	498.5	①	B2			○
普通会館	吳羽の里会館	昭和 41 (1966)年	91.3	⑤	C1	検討		
普通会館	木部会館	昭和 45 (1970)年	188.0	⑤	C1	検討		
普通会館	古江町自治会館	昭和 50 (1975)年	106.7	⑤	C1	検討		
普通会館	伏尾会館	昭和 45 (1970)年	104.0	⑤	C1	検討		
普通会館	畑会館	昭和 49 (1974)年	510.3	⑤	D1	検討		
普通会館	北今在家集会所兼倉庫	昭和 47 (1972)年	197.3	⑤	C1	検討		
普通会館	宮之前会館兼倉庫	昭和 56 (1981)年	134.3	①	B1	検討		
普通会館	下渋谷会館	昭和 51 (1976)年	220.5	③	D2	検討		
普通会館	とどろき庵	昭和 46 (1971)年	198.2	⑤	C1	検討		
普通会館	満寿美会館	昭和 56 (1981)年	154.0	①	B1	検討		

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
普通会館	楓木会館	平成 18 (2006)年	99.9	①	A	検討		
普通会館	新宅会館	平成 17 (2005)年	178.9	①	A	検討		
普通会館	緑丘 1 丁目集会所	昭和 57 (1982)年	43.9	①	E	検討		
普通会館	東山会館	平成 5 (1993)年	229.2	①	B1	検討		
普通会館	上畠会館	平成 8 (1996)年	82.8	①	B1	検討		
普通会館	吉田会館	平成 8 (1996)年	158.9	①	B1	検討		
普通会館	南鼓ヶ丘自治会館	平成 8 (1996)年	88.4	①	B1	検討		
普通会館	西市場集会所	平成 11 (1999)年	118.6	①	B1	検討		
普通会館	中川原会館	昭和 52 (1977)年	225.7	⑤	D1	検討		
その他集会施設	きたてしまプラザ	昭和 51 (1976)年	500.0	③	C2	○		
その他集会施設	ちいさな絵本館	昭和 51 (1976)年	58.9	⑤	D1	○		

3. 保健・福祉施設

含まれる 中分類施設	保健福祉施設、高齢福祉施設、障がい福祉施設
類型ごとの 方針	保健・福祉施設は、高齢化や昨今の複合的な福祉支援のニーズ増加を鑑み、機能の維持・向上に努めます。 人口減少や施設の利用状況を踏まえつつ、民間施設の活用も検討し、市として必要なサービスに対する適正規模を検討します。

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
保健・福祉 施設	保健福祉総合センター	平成 21 (2009)年	5,574.5	①	B2			○
障がい福祉 施設	くすのき学園	平成 30 (2018)年	1,448.2	①	B2			○
障がい福祉 施設	ソシオワーク	昭和 63 (1988)年	351.7	①	B2		○	

4. スポーツ・レクリエーション施設

含まれる 中分類施設	スポーツ施設、レクリエーション施設
類型ごとの 方針	<p>スポーツ・レクリエーション施設は、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与する施設として維持し、賑わいの拠点として活用しつつ、今後の人口減少を見据えて、適正規模の検討を行っていきます。</p> <p>会議室がある施設は、周辺施設の利用状況を踏まえつつ、地域の集会施設としても活用するなど多機能化も検討していきます。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
スポーツ施設	総合スポーツセンター	昭和 52 (1977)年	3,822.3	②	C2	○		
運動施設	五月山体育館	平成 8 (1996)年	10,766.2	①	B2		○	

5. 社会教育系施設

含まれる 中分類施設	図書館、資料館、児童文化センター等、音楽堂、公民館
類型ごとの 方針	<p>社会教育系施設は、さまざまな世代の学びと活動、交流の場としての利便性向上を目指して再整備を進めていきます。</p> <p>また、多くの人々が集まる性質を活かし他機能との複合化も視野に入れ、一体的に地域の賑わい創出を図ります。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
図書館	旧図書館	昭和 55 (1980)年	2,512.3	⑤	D1	○		
図書館	図書館	昭和 62 (1987)年	0(借屋)	①	B2		○	
図書館	石橋図書館 (ツナガリエ石橋内)	令和 4 (2022)年	1,271.7	①	B2			○
資料館	歴史民俗資料館	昭和 55 (1980)年	551.9	⑤	D1		○	
児童文化 センター等	児童館	昭和 47 (1972)年	389.1	⑤	E	○		
音楽堂	くれは音楽堂	昭和 43 (1968)年	581.1	④	D1		○	
公民館	中央公民館	平成 26 (2014)年	1,786.9	①	B2			○

6. 学校教育系施設

含まれる 中分類施設	学校教育系施設、その他学校教育系施設
類型ごとの 方針	<p>教育センターと学校給食センターについては、建物の老朽化状況に合わせた適切な維持・更新を行っていきます。</p> <p>小学校・中学校・義務教育学校の整備方針等については、「(仮称) 池田市未来の学校づくり推進計画」において位置付けます。ただし、将来の施設整備に当たっては、他の施設との集約や複合化の可能性も検討する必要があります。連携を図りながら全体的な施設の再編整備に取り組み、その内容を本計画にも反映していきます。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
教育系施設	教育センター	昭和 44 (1969)年	1,146.7	②	C2	○		
給食施設	学校給食センター	令和 2 (2020)年	4,887.5	①	B2			○

【参考】

施設情報				
小分類	名称	建築 年度	延床 面積 (m ²)	耐震性
小学校	池田 小学校	昭和 11 (1936)年～	8,077.0	①②
小学校	秦野 小学校	昭和 37 (1962)年～	7,066.0	①②
小学校	北豊島 小学校	昭和 40 (1965)年～	6,324.0	①②
小学校	吳服 小学校	昭和 40 (1965)年～	7,098.0	①②
小学校	石橋 小学校	昭和 36 (1961)年～	5,989.0	②
小学校	五月丘 小学校	昭和 35 (1960)年～	6,842.0	①②
小学校	石橋南 小学校	昭和 47 (1972)年～	5,916.0	②③

施設情報				
小分類	名称	建築 年度	延床 面積 (m ²)	耐震性
小学校	緑丘 小学校	昭和 38 (1963)年～	6,477.0	②
小学校	神田 小学校	昭和 52 (1977)年～	7,361.0	②
中学校	池田 中学校	昭和 36 (1961)年～	8,226.0	②
中学校	渋谷 中学校	昭和 34 (1959)年～	8,995.0	①②
中学校	北豊島 中学校	昭和 43 (1968)年～	8,232.0	②
中学校	石橋 中学校	昭和 41 (1966)年～	7,130.0	②③
義務教 育学校	ほそごう 学園	昭和 55 (1980)年～	13,120. 0	①②

7. 子育て支援施設

含まれる 中分類施設	子育て支援施設
類型ごとの 方針	<p>子育て支援施設は、子育て支援の必要性を鑑み、機能は適切に維持していくとともに、他施設との複合化や民間施設の活用などの検討を行い、利用しやすく、より時代に応じた施設への再整備を進めています。</p> <p>留守家庭児童会については、小学校の再整備方針とあわせて検討していきます。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
特定教育・ 保育施設等	古江保育所	昭和 50 (1975)年	1,006.6	②	C2	○		
特定教育・ 保育施設等	ひかりこども園	昭和 54 (1979)年～	1,758.1	①②	A		○	
特定教育・ 保育施設等	カルガモ	昭和 60 (1985)年	171.3	①	B1		○	
特定教育・ 保育施設等	もりもり KIDS	平成 16 (2004)年	96.1	①	B1			○
特定教育・ 保育施設等	ぴよぴよ(脇塚会館内)	昭和 55 (1980)年	266.1	⑤	C1	○		
特定教育・保 育施設等	さくら幼稚園	昭和 32 (1957)年～	634.0	①⑤	D2		○	
特定教育・ 保育施設等	あおぞら幼稚園	昭和 46 (1971)年～	1,108.0	①②	D2		○	
特定教育・ 保育施設等	はたの保育園	昭和 52 (1977)年	867.8	②	-	○		
特定教育・ 保育施設等	住吉保育園	昭和 59 (1984)年	715.0	①	-		○	
地域子育て 支援拠点	ホップくん (古江保育所内)	昭和 50 (1975)年	57.4	②	D2	○		
地域子育て 支援拠点	わたぼうし (ツナガリエ石橋内)	令和 4 (2022)年	152.3	①	C3			○
地域子育て 支援拠点	もりもり KIDS	平成 16 (2004)年	96.1	①	C2			○
地域子育て 支援拠点	くるぽん（保健福祉総合 センター内）	平成 21 (2009)年	177.3	①	A			○
地域子育て 支援拠点	てしまの森	令和 3 (2021)年	0(借屋)	①	A			○
学童保育 施設	池田留守家庭児童会	平成 19 (2007)年	0(リース)	①	C2	検討		
学童保育 施設	秦野留守家庭児童会	昭和 43 (1968)年	124.8	②	C2	検討		
学童保育 施設	北豊島留守家庭児童会	令和 6 (2024)年	408.1	②	C3	検討		

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
学童保育施設	呉服留守家庭児童会	昭和 46 (1971)年	124.7	②	C2	検討		
学童保育施設	石橋留守家庭児童会	令和 6 (2024)年	408.1	②	C3	検討		
学童保育施設	五月丘留守家庭児童会	昭和 40 (1965)年	63.0	②	D2	検討		
学童保育施設	石橋南留守家庭児童会	昭和 55 (1980)年	63.8	②	D2	検討		
学童保育施設	緑丘留守家庭児童会	昭和 38 (1963)年	63.0	②	D2	検討		
学童保育施設	神田留守家庭児童会	昭和 55 (1980)年	126.0	②	D2	検討		
学童保育施設	ほそごう留守家庭児童会	昭和 59 (1984)年	126.0	①	C2	検討		

8. 公営住宅施設

含まれる 中分類施設	公営住宅施設
類型ごとの 方針	公営住宅施設の整備方針等については、「池田市市営住宅長寿命化計画」において位置付けています。ただし、将来の施設整備に当たっては、他の施設との集約や複合化の可能性も検討する必要があります。連携を図りながら全体的な施設の再編整備に取り組み、その内容を本計画にも反映していきます。

【参考】

施設情報				
小分類	名称	建築 年度	延床 面積 (m ²)	耐震性
市営 住宅 施設	石橋住宅	令和元 (2019)年	2,631.1	①
市営 住宅 施設	秦野住宅 A棟	昭和 41 (1966)年	1,088.3	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 B棟	昭和 42 (1967)年	1,088.3	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 C棟	昭和 43 (1968)年	1,088.3	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 D棟	昭和 45 (1970)年	596.0	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 E棟	昭和 45 (1970)年	596.0	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 F棟	昭和 46 (1971)年	1,266.5	③
市営 住宅 施設	秦野住宅 G棟	昭和 47 (1972)年	722.7	④

施設情報				
小分類	名称	建築 年度	延床面 積 (m ²)	耐震性
市営 住宅 施設	狭間池住宅 ①	昭和 61 (1986)年	1,197.8	①
市営 住宅 施設	狭間池住宅 ②	昭和 59 (1984)年	1,248.4	①
市営 住宅 施設	狭間池住宅 ③	昭和 60 (1985)年	1,248.4	①
市営 住宅 施設	古江住宅	昭和 46 (1971)年	2,190.1	②
市営 住宅 施設	五月ヶ丘 住宅	平成 15 (2003)年	0(借上)	①
市営 住宅 施設	緑丘住宅	平成 22 (2010)年	0(借上)	①
市営 住宅 施設	神田住宅	昭和 44 (1969)年	2,979.6	③

9. その他施設・公衆便所

含まれる 中分類施設	産業系施設、葬祭施設、駐車場、事務所等、倉庫等、公衆便所など
類型ごとの 方針	その他施設は、市民ニーズに沿って適切に機能維持と廃止を検討していきます。主に地域で利活用されている施設は、利用状況を十分に鑑みつつ、必要に応じて民間事業者や地域団体などへの有償、無償譲渡や貸付等を含め、耐用年数が到来するタイミングで適切に検討していきます。

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
消費生活センター	消費生活センター	昭和 60 (1985)年	43.5	①	B2		○	
しごと相談・支援センター	しごと相談・支援センター (市民活動交流センター内)	令和 4 (2022)年	21.0	①	B2			○
シルバー人材センター	シルバー人材センター	令和元 (2019)年	221.6	①	B2			○
創業支援施設	いけだピアまるセンター	大正 14 (1925)年	678.8	②	C2		○	
環境啓発施設	3R 推進センター (中央公民館内)	平成 26 (2014)年	127.6	①	B2			○
葬祭施設	火葬場	昭和 48 (1973)年	275.0	②	D1		○	
葬祭施設	斎場	昭和 11 (1936)年	198.2	⑤	D1	○		
葬祭施設	やすらぎ会館	昭和 55 (1980)年	435.4	②	D2		○	
葬祭施設	動物お別れ室	平成 27 (2015)年	3.6	①	C3			○
駐車場	池田市立駐車場	昭和 60 (1985)年	1,016.6	①	B2		○	
事務所等	観光案内所	平成 25 (2013)年	39.8	①	B2		○	
事務所等	公民館内貸付部分 (店舗・事務所)	平成 26 (2014)年	236.6	①	C3			○
事務所等	細河みどりの郷案内所	平成元 (1989)年	61.2	①	D2		○	
事務所等	旧伏尾台公園管理事務所	昭和 58 (1983)年	23.8	①	C1		○	
倉庫等	宮之前町会消防倉庫	昭和 46 (1971)年	56.8	⑤	C1	検討		
倉庫等	豊島自治会倉庫	昭和 42 (1967)年	81.0	⑤	C1	検討		
倉庫等	北轟木町会倉庫	昭和 51 (1976)年	13.3	⑤	C1	検討		

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
倉庫等	井口堂地区倉庫	平成 7 (1995)年	34.0	①	B1	検討		
倉庫等	障がい者地域生活支援センター内町会倉庫	平成 10 (1998)年	15.3	①	B1	検討		
倉庫等	元公益質屋 (がんがら火祭り準備作業所)	昭和 39 (1964)年	134.8	⑤	C1	検討		
倉庫等	井口堂高架下倉庫	昭和 46 (1971)年	135.1	⑤	C1	検討		
倉庫等	伏尾台倉庫	昭和 56 (1981)年	37.5	①	C1	検討		
倉庫等	石橋地区倉庫	平成 23 (2011)年	18.2	①	A	検討		
倉庫等	中央公民館敷地内倉庫	平成 26 (2014)年	28.5	①	A	検討		
倉庫等	防災備蓄倉庫	令和 2 (2020)年	793.0	①	C3			○
倉庫等	ボーアスカウト集会場	昭和 53 (1978)年	41.3	⑤	C1	○		
車両置き場	放置自転車等保管場所	昭和 63 (1988)年	270.9	①	C2		○	
旧学校	旧細河幼稚園 (建物)	昭和 41 (1966)年	318.8	⑤	C1	○		
旧学校	旧細河幼稚園 (遊戯室)	昭和 41 (1966)年	81.0	⑤	C1	○		
旧学校	旧細河小学校 (東校舎)	昭和 47 (1972)年	911.0	⑤	C1	○		
旧学校	旧細河小学校 (屋内体育館)	昭和 51 (1976)年	1,183.0	②	C2	○		
旧学校	旧伏尾台小学校 (南校舎)	昭和 55 (1980)年	3,310.3	②	D2		○	
旧学校	旧伏尾台小学校 (北校舎東)	昭和 60 (1985)年	1,899.6	①	D2		○	
旧学校	旧伏尾台小学校 (北校舎西)	平成 3 (1991)年	266.2	①	D2		○	
野菜洗場	共同野菜洗場	昭和 55 (1980)年	24.9	⑤	D1	○	-	
喫煙所	池田駅前喫煙所	令和 5 (2023)年	12.4	①	-			○
公衆便所	池田駅前公衆便所	昭和 61 (1986)年	27.8	①	D2		○	
公衆便所	電話局前公衆便所	昭和 27 (1952)年	4.0	⑤	C1	○		
公衆便所	栄本町公衆便所	平成 5 (1993)年	0(借屋)	①	D2		○	
公衆便所	伏尾町公衆便所	昭和 37 (1962)年	15.0	⑤	D1	○		

10.公園

含まれる 中分類施設	都市計画公園、都市計画緑地、都市公園施設
類型ごとの 方針	<p>公園は、「公園ごとの個性を發揮し、みんなで池田の公園を使いこなす」を基本理念とし、規模や特性ごとにその公園に合った機能の再編、より快適に利用できる場づくり、みんなで使いこなす公園の仕組みづくりを目指しています。</p> <p>その中で公園施設は、更新時には再設置の必要性も含め適切に対策を検討し、計画的に更新・改修を行っていきます。</p>

施設情報						対策実施時期		
小分類	名称	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性	施設評価	中期	長期	期間外
都市計画 公園	夫婦池公園（管理棟）	平成 7 (1995)年	367.9	①	C3		○	
都市計画 公園	水月公園（管理棟）	昭和 45 (1970)年	287.0	⑤	C1	○		
都市計画 緑地	猪名川緑地（管理棟）	平成 8 (1996)年	347.4	①	C3		○	
都市公園 施設	都市緑化植物園	昭和 62 (1987)年	704.9	①	C2		○	
都市公園 施設	池田城跡公園（管理棟）	平成 12 (2000)年	225.8	①	A			○

第9章 改修、耐震工事を行う公共施設の整理

再整備方針を維持とした施設や、耐用年数到来まで維持した上で更新する施設であっても、施設を安全に使用していくためには、計画的な改修・修繕工事を行っていく必要があります。

また、本市の公共施設のうち、古くに整備された施設の中には、現在の耐震基準に満たないもの（旧耐震未補強）や、現在の耐震基準を満たしているかどうかの診断ができていない（旧耐震未診断）施設もあります。それらの施設のうち、更新時期まで維持しなければならない施設については、安全に利用できるよう耐震診断や耐震工事を行う必要もあります。

本章では、各施設の改修や耐震工事を、財政状況を踏まえながら計画的に実施できるよう、建物の改修等の時期ごとに対象施設を整理します。

【短期に改修や耐震工事を実施する必要がある施設】

大分類	施設名
行政系施設	市庁舎、神田事務所、業務センター、細河分署、池田分団、秦野分団、呉服分団、神田分団
市民文化系施設	人権文化交流センター、住吉会館、呉服会館、早苗の森会館、井口堂北会館、神田北会館、宇保会館、城南会館、空港会館、五月丘会館、脇塚会館、桃園会館、上池田会館、渋谷会館、南畠会館、荘園会館、石橋北会館、宮之原会館、姫室・室町会館、伏尾台コミュニティセンター(第1会館)、伏尾台コミュニティセンター(第2会館)、呉羽の里会館、木部会館、古江町自治会館、伏尾会館、畠会館、北今在家集会所兼倉庫、宮之前会館兼倉庫、下渋谷会館、とどろき庵、満寿美会館、緑丘1丁目集会所、中川原会館、きたてしまプラザ、ちいさな絵本館
保健・福祉施設	ソシオワーク
スポーツ・レクリエーション施設	総合スポーツセンター
社会教育系施設	歴史民俗資料館、児童館、くれは音楽堂
学校教育系施設	教育センター
子育て支援施設	古江保育所、カルガモ、さくら幼稚園、はたの保育園、住吉保育園
その他施設・公衆便所	消費生活センター、いけだピアまるセンター、火葬場、斎場、やすらぎ会館、池田市立駐車場、細河みどりの郷案内所、旧伏尾台公園管理事務所、ボーイスカウト集会場、放置自転車等保管場所、旧細河幼稚園（建物）、旧細河幼稚園（遊戯室）、旧細河小学校（東校舎）、旧細河小学校（屋内体育館）、旧伏尾台小学校（南校舎）、旧伏尾台小学校（北校舎東）、旧伏尾台小学校（北校舎西）
公園	水月公園（管理棟）、都市緑化植物園

【中期に改修や耐震工事を実施する必要がある施設】

大分類	施設名
行政系施設	営繕事務所、細河分団、神田大気観測所
市民文化系施設	東山会館、上畠会館、吉田会館、南鼓ヶ丘自治会館、西市場集会所
保健・福祉施設	—
スポーツ・レクリエーション施設	五月山体育館
社会教育系施設	—
学校教育系施設	—
子育て支援施設	ひかりこども園、あおぞら幼稚園
その他施設・公衆便所	観光案内所
公園	夫婦池公園（管理棟）、猪名川緑地（管理棟）、池田城跡公園（管理棟）

【長期に改修や耐震工事を実施する必要がある施設】

大分類	施設名
行政系施設	北豊島分団
市民文化系施設	石橋会館、楓木会館、新宅会館
保健・福祉施設	保健福祉総合センター、くすのき学園
スポーツ・レクリエーション施設	—
社会教育系施設	中央公民館
学校教育系施設	学校給食センター
子育て支援施設	もりもり KIDS
その他施設・公衆便所	シルバー人材センター、観光案内所、動物お別れ室、中央公民館敷地内倉庫、防災備蓄倉庫
公園	—

※普通会館については再整備方針及び対策実施時期を検討中のため、方針が決定した際に改修や耐震工事の時期を再検討します。

第10章 再整備に向けた今後の取組

(1) 地域の方々との対話による施設再整備事業の検討

本計画で示したとおり、再整備に当たっては、施設の総量を減らしていくことも重要ですが、その施設が市民の皆様や地域に対して担っている役割を踏まえた上で再整備を進めていく必要があります。

そのためには、再整備を市の独断で強行するのではなく、その公共施設を利用している市民の皆様や地域の皆様との対話を進め、皆様にご納得いただきながら再整備を進めていくことが不可欠です。

本計画で示した再整備方針を実行していくに当たり、市民説明会やパブリックコメントなどの市民の皆様との対話の機会を設け、多くの方々にご納得いただけるような公共施設再整備事業を検討していきます。

(2) 計画的な公共施設再整備のための庁内体制の整備

計画的な公共施設の再整備を進めていくためには、施設所管部局と技術部局が連携し、建物の老朽化状況や改修状況、市民の利用状況などを適切に把握しておくことが重要です。また、公共施設の集約化・複合化などを行う場合は、部局横断的に連携・調整し、市全体でよりよい姿を検討していく必要があります。

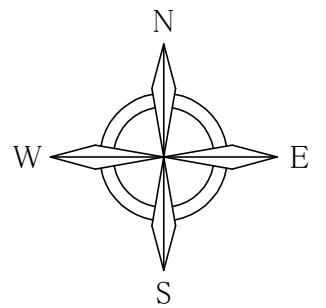
再整備事業の検討に当たり、庁内全体で公共施設マネジメントの考え方を醸成するとともに、本計画の進捗を毎年確認し、目標達成に向けた働きかけなどを行い、庁内全体での適切な公共施設再整備を進めていきます。

(3) 民間企業・団体・教育機関など多様な主体との連携

本計画で示したとおり、公共施設の再整備によって、地域の賑わい・魅力の創出や、地域コミュニティの形成・強化を目指していくことが求められます。そのためには、行政のみが主導して再整備を進めるのではなく、民間企業や団体、大学などの教育機関とも連携し、市全体のよりよいまちづくりの一環として進めていくことが重要です。

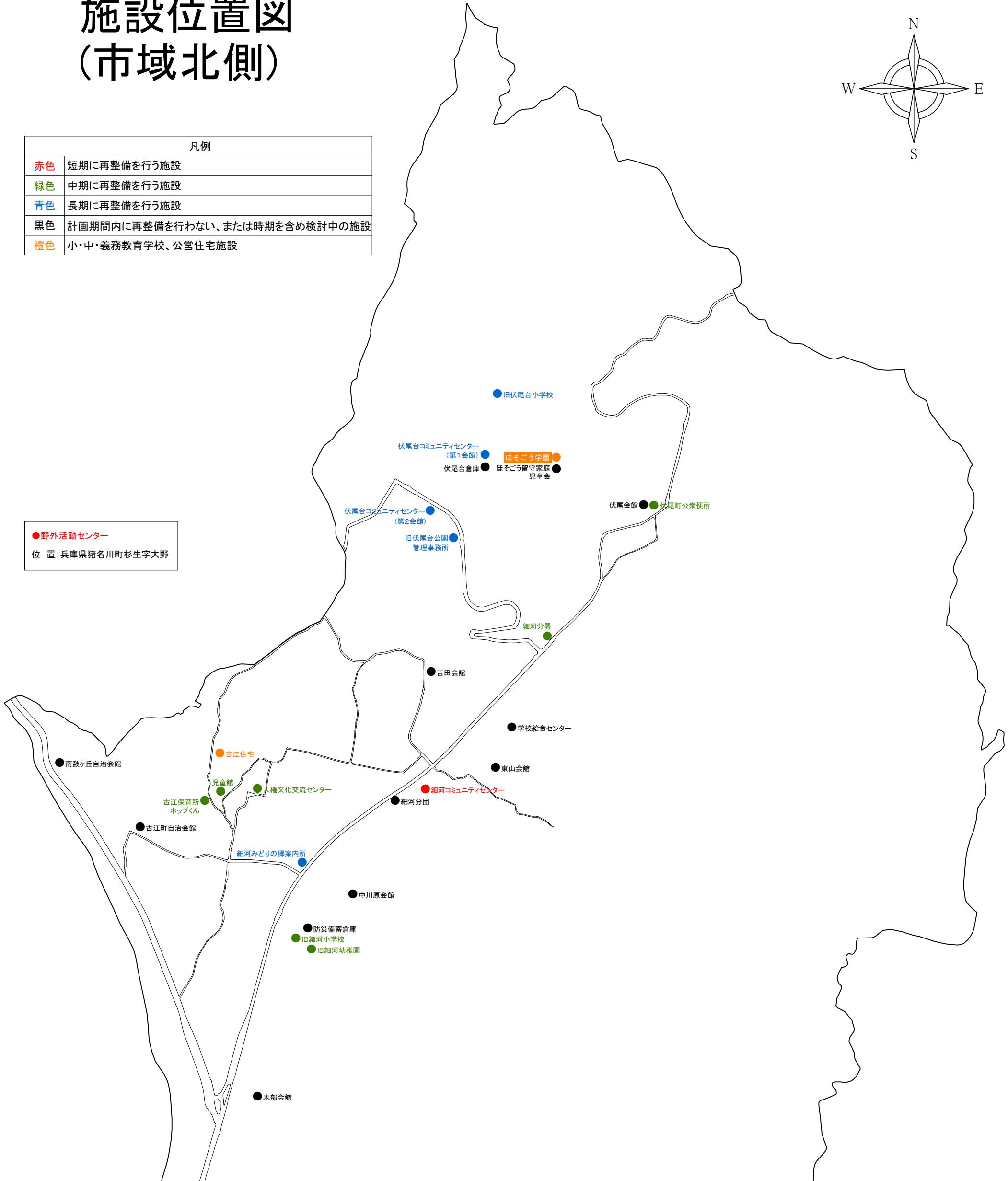
今後、個別の再整備事業の検討に当たっては、多様な主体の意見を取り入れ、官民連携、官学連携による魅力的な事業推進を図っていきます。

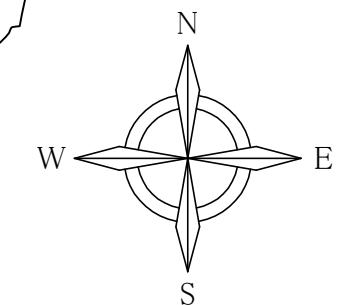
施設位置図 (市域北側)



凡例	
赤色	短期に再整備を行う施設
緑色	中期に再整備を行う施設
青色	長期に再整備を行う施設
黒色	計画期間内に再整備を行わない、または時期を含め検討中の施設
オレンジ色	小・中・義務教育学校、公営住宅施設

●野外活動センター





施設位置図 (市域南側)

凡例	
赤色	短期に再整備を行う施設
緑色	中期に再整備を行う施設
青色	長期に再整備を行う施設
黒色	計画期間内に再整備を行わない、または時期を含め検討中の施設
オレンジ	小・中・義務教育学校、公営住宅施設